



給湯省エネ
2026事業

交付申請等の要件について (交付申請の手引き)

K2

購入・工事タイプ
既存住宅

戸別・一括 共通版

2026年3月12日版

給湯省エネ2026事業事務局



ホームページ

<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/>

住宅省エネ2026キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口

お問い合わせ窓口



0570-081-789

(IP電話等からのお問い合わせ先)

03-6629-1646

受付時間

9:00～17:00 (土・日・祝含む)

※電話番号はお間違えないようにお願いいたします。
※通話料がかかります。
※基本的なパソコン、メール設定や操作方法についてのお問い合わせには、対応しません。

住宅省エネ2026キャンペーンについて

「住宅省エネ2026キャンペーン」は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上や高効率給湯器、小型の省エネ型給湯器の導入等の住宅省エネ化を支援する新たに創設された**4つの補助事業の総称**です。

4つの補助事業には複数事業で補助対象となる製品が含まれています。(例：外窓、高効率給湯器等)

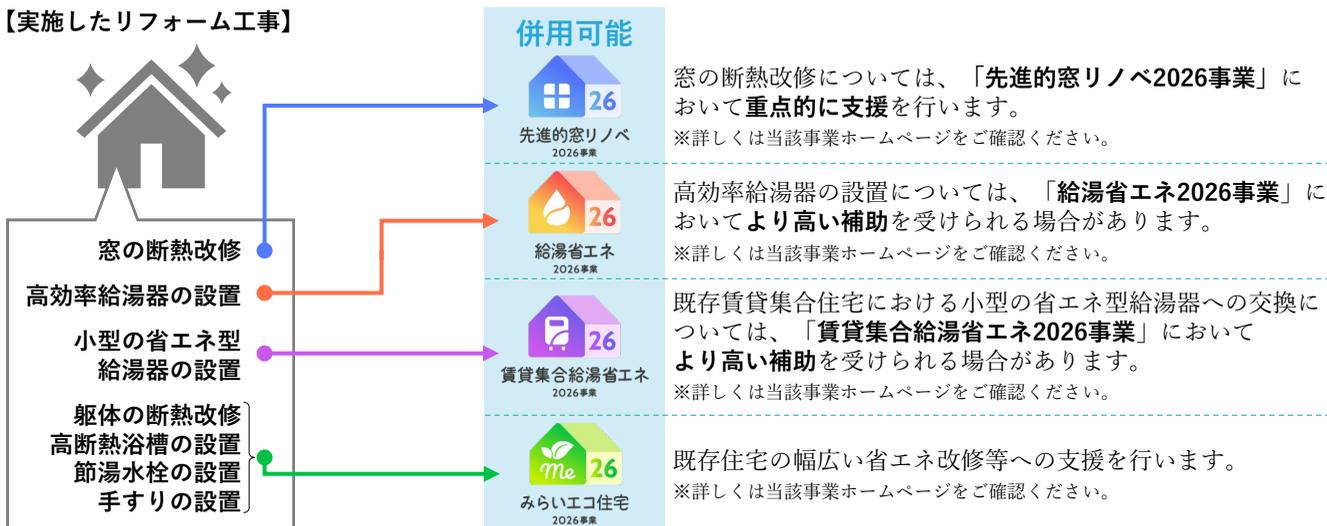
※ワンストップ申請については、詳細決定後、公表します。



各補助事業の併用について

みらいエコ住宅2026事業と先進的窓リノベ2026事業、給湯省エネ2026事業、賃貸集合給湯省エネ2026事業(以下、「構成事業」という)は、対象建材・設備の性能等に応じて、補助対象が重複しなければ併用することができます。(同一の工事請負契約および工期でも可)

【実施したリフォーム工事】



併用する補助対象工事における各構成事業の補助額例

《併用における注意点》

- ◆同一箇所の工事、同一の設置工事において、各事業に重複して申請することはできません。
(異なる箇所・設置工事をそれぞれ交付申請することは可)
- ◆補助を受けるための要件については、各構成事業のホームページや「交付申請等の要件について(交付申請の手引き)」等をご確認ください。

【開口部の改修】

工事内容		26 先進的窓リノベ 2026事業		Me 26 みらいエコ住宅 2026事業	
		機能		機能	
ガラス交換	特大(G)	断熱等	41,000～86,000 円	製品の性能と既存サッシの組み合わせ、建物の種類や階数により補助額が変わります	後日更新
	大(L)		27,000～57,000 円		
	中(M)		18,000～35,000 円		
	小(S)		5,000～12,000 円		
内窓設置	特大(G)	断熱等	76,000～152,000 円	製品の性能、建物の種類や階数により補助額が変わります	
	大(L)		52,000～98,000 円		
	中(M)		34,000～64,000 円		
	小(S)		22,000～40,000 円		
外窓交換	特大(G)	断熱等	86,000～302,000 円	製品の性能、建物の種類や階数、設置工法により、補助額が変わります	
	大(L)		63,000～229,000 円		
	中(M)		48,000～156,000 円		
	小(S)		29,000～92,000 円		
ドア交換	特大(G)	断熱等	86,000～302,000 円	製品の性能、建物の種類や階数、設置工法により、補助額が変わります ※他の窓の工事と同一の契約で、同時申請する場合のみ補助対象	
	大(L)		63,000～229,000 円		
	中(M)		48,000～156,000 円		
	小(S)		29,000～92,000 円		

【高効率給湯器の設置】

設置機器	26 給湯省エネ ^{*1} 2026事業	Me 26 みらいエコ住宅 2026事業
ヒートポンプ給湯機(エコキュート)	70,000 円/100,000 円	後日更新
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)	100,000 円/120,000 円	
家庭用燃料電池(エネファーム)	170,000 円	—

*1 既存住宅のリフォーム工事に限り、高効率給湯器の設置に合わせて、電気蓄熱暖房機または電気温水器の撤去を行う場合は、当該撤去工事に応じた定額も加算されます。

【小型の省エネ型給湯器への交換^{*2}】

設置機器	26 賃貸集合給湯省エネ ^{*3} 2026事業	Me 26 みらいエコ住宅 2026事業
潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)	《追い焚き機能なし》 50,000 円/80,000 円	後日更新
潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)	《追い焚き機能あり》 70,000 円/100,000 円	

*2 既存賃貸集合住宅において、従来型給湯器から小型の省エネ給湯器(エコジョーズ/エコフィール)に交換する場合は、賃貸集合給湯省エネ2026事業を利用した方が、より高い補助を受けることができます。詳細は各構成事業の手引きを参照ください。

*3 設置する給湯器の性能(追い焚き機能の有無)ごとに、加算対象となる工事を実施する場合は、その工事方法に応じた定額が加算されます。

各構成事業への交付申請について

補助金の交付申請を含むすべての手続きは、住宅省エネ2026キャンペーンに登録された住宅省エネ支援事業者が行ってください。

交付申請を行う補助事業を選択し、選択した補助事業の事務局(以下、「事務局」という)へ申請を行ってください。

※消費者自身が交付申請の手続きを行うことはできません。

ワンストップ申請について

※ワンストップ申請については、詳細決定後、公表します。

第1章 事業概要	6	第4章 申請手続きの詳細	26
1-1 目的・趣旨	7	4-1 申請手続きの流れ	27
1-2 事業名称	7	4-2 住宅省エネポータルについて	28
1-3 事業予算	7	4-3 アカウントについて	28
1-4 補助対象事業	7	4-4 事業者登録の手順	29
1-5 補助対象者・申請者	8	4-5 工事請負契約(原契約)の締結	29
1-6 給湯省エネ事業者の登録	9	4-6 共同事業実施規約の締結	30
1-7 給湯省エネ事業者の要件	9	4-7 着工	31
1-8 補助対象製品・補助額	10	4-8 交付申請の予約 (任意)	31
1-9 着工日と交付申請の時期	11	4-9 工事の完了・住宅の引渡し	33
1-10 補助金の交付と還元	11	4-10 交付申請	34
1-11 事業スケジュール	12	4-11 交付決定	37
1-12 補助の対象外	13	4-12 実績報告(兼、請求) / 補助金額の確定・交付(振込)	38
1-13 補助金の返還	14	4-13 書類の保管	39
1-14 補助金の併用	14		
(注) 第1章は給湯省エネ2026事業の各種手引きで 共通の内容となっています			
第2章 補助対象者/住宅/期間要件の詳細	15	第5章 添付書類の詳細	40
2-1 事業イメージ	16	5-1 添付書類の種類	40
2-2 補助対象になる方	16	5-2 提出書類の提出時期	40
2-3 補助対象になる住宅	18	5-3 提出書類の提出場所	40
2-4 補助対象期間	19	5-4 提出書類の提出方法	40
第3章 補助対象製品要件 /補助額・補助上限の詳細	20	第6章 一括申請の詳細	62
3-1 補助対象製品について	21	6-1 一括申請とは	63
3-2 ヒートポンプ給湯機(エコキュート)	22	6-2 補助対象になる方	63
3-3 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式 併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)	23	6-3 補助額・補助上限	64
3-4 家庭用燃料電池(エネファーム)	24	6-4 予約の有効期間	64
3-5 撤去加算について	25	6-5 提出書類の詳細	65
3-6 補助の対象とならない機器・工事例	25		
第7章 その他	20	第7章 その他	69
7-1 エネルギー小売業者による 申請の代行について	70	7-1 エネルギー小売業者による 申請の代行について	70
7-2 分離発注の取り扱いについて	71	7-2 分離発注の取り扱いについて	71
7-3 工事前写真の提出免除について	73	7-3 工事前写真の提出免除について	73
7-4 契約書(注文書・注文請書を含む) の電子契約について	74	7-4 契約書(注文書・注文請書を含む) の電子契約について	74
7-5 交付決定時の郵送物	76	7-5 交付決定時の郵送物	76
7-6 補助金の確定・交付時の郵送物	76	7-6 補助金の確定・交付時の郵送物	76
7-7 既存の給湯器から補助対象製品への 交換設置を条件とする既存住宅の購入	77	7-7 既存の給湯器から補助対象製品への 交換設置を条件とする既存住宅の購入	77
第8章 更新履歴	79		



給湯省エネ
2026事業

K2

購入・工事タイプ
既存住宅

戸別・一括 共通版

第1章 事業概要

本事業 共通

本手引き
注釈記号の
扱い

※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

1-1 目的・趣旨

給湯省エネ2026事業(以下、「本事業」という)は、家庭のエネルギー消費で大きな割合を占める給湯分野について、高効率給湯器の導入支援を行うことにより、その普及拡大を図り、「2030年度におけるエネルギー需要の見通し」の達成に寄与することを目的とする事業です。

1-2 事業名称

高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金
(給湯省エネ2026事業)

1-3 事業予算

570億円(令和7年度補正予算)

※うち、36億円については、電気蓄熱暖房機および電気温水器の撤去に対する補助を予定

1-4 補助対象事業

本事業は、住宅の所有者である消費者等*1が、戸建・共同住宅等によらず、新築または既存住宅において、施工業者・販売事業者またはリース事業者等*2と契約を締結し、一定の性能を満たす高効率給湯器の導入を行うリフォーム工事またはリース利用等をする事業(以下、「補助事業」という)に対して、補助を行います。

- *1 本事業の利用を希望する消費者等のうち、給湯省エネ事業者と工事請負契約、不動産売買契約またはリース契約を締結し、共同して補助事業を行う住宅所有者等を「共同事業者」といいます。
- *2 施工業者・販売事業者またはリース事業者等は、本事業の参加にあたっては、予め「給湯省エネ事業者」としての登録を受ける必要があります。

J-クレジット制度への参加表明について

経済産業省、環境省および農林水産省では、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度(J-クレジット制度)を運営しています。

経済産業省では、個人向けの省エネルギー・再生可能エネルギー設備導入補助金において、個人の設備導入により得られるCO₂等の排出削減分について、国が一括でとりまとめ、J-クレジットを創出する事業(リンケージ事業)を実施しており、本事業においても、導入される高効率給湯器により削減されるCO₂等について、J-クレジットを創出する事業にご協力いただきたく存じます。

制度の詳細はJ-クレジット制度のホームページ(<https://japancredit.go.jp>)をご確認ください。

本事業では、高効率給湯器を導入する共同事業者が個人である場合、本事業の申請時に、共同事業実施規約上においてJ-クレジット制度に参加することへの意思を表明していただきます。参加意思を表明しない場合は、補助対象となりません。

J-クレジット制度に基づいて、本事業の対象機器を設置した共同事業者のCO₂削減量をクレジット化するために、(a)事務局が指定するJ-クレジット事業実施団体*3または(b)地方公共団体・民間団体等が管理するプログラム*4*5へ入会いただきます。

- *3 (a)を選択した場合、J-クレジット事業実施団体への入会手続きは事務局が行います。
なお、事務局が指定するJ-クレジット事業実施団体は「J-グリーン・リンケージ倶楽部」になります。
- *4 (b)を選択した場合、入会予定または入会済みであるプログラム名の申告が必要です。
こちらの場合はご自身での加入手続きをお願いいたします。(該当するプログラムがない場合は(a)を選択してください)
- *5 別事業であるZEH補助金等、他のプログラムに入会しており、本事業の対象機器の温室効果ガス排出削減効果が、既にクレジット化されているまたは見込みである場合も、(b)を選択いただき、プログラムの申告が必要です。

入会後は、実際の温室効果ガスの排出削減・吸収量を算定するため、無作為に選ばれた方々に対して、年一回のモニタリング(削減量等の計測)等の調査への協力をご依頼させていただきます。

モニタリング等の調査については、協力依頼と同封するマニュアルに沿って頂ければ、大きな負担無く実施可能なものとなっております。(費用はかかりません)

1-5 補助対象者・申請者

本事業では、住宅の所有者である消費者のうち、高効率給湯器を設置する工事発注者、もしくは高効率給湯器を設置した住宅の購入者等が補助対象者となります。

補助金の交付申請は、補助対象者が共同事業者となり、高効率給湯器の設置もしくは利用に伴う契約を締結した給湯省エネ事業者と共同で行います。

具体的な手続きは、以下の申請区分に応じたそれぞれの給湯省エネ事業者が代表して行います。

給湯省エネ事業者は、共同事業者から依頼を受けた本事業の交付申請手続きを遅滞なく、適正に実施する必要があります。

また、当該手続きの進捗に関する共同事業者からの問い合わせに誠実に対応する必要があります。

申請区分	設置する住宅	補助対象者 (共同事業者)	締結する契約	交付申請者(給湯省エネ事業者)*1
購入・工事	新築注文住宅	住宅の建築主	工事請負契約*2	建築事業者*2(工事請負業者)
	新築分譲住宅	住宅の購入者	不動産売買契約	販売事業者(販売代理を含む)
	既存住宅(リフォーム)	工事発注者	工事請負契約	施工業者(工事請負業者)
	既存住宅(購入)	住宅の購入者	不動産売買契約	販売事業者(販売代理を含む)
リース利用	新築注文住宅	給湯器の借主	リース契約 (賃貸借契約)	消費者とリース契約を締結する リース事業者
	新築分譲住宅			
	既存住宅(リフォーム)			

*1 高効率給湯器を導入し、本事業に給湯省エネ事業者として登録されているエネルギー小売業者(電力会社、ガス会社等)と電力・ガス契約をしている場合、共同事業者はエネルギー小売業者に補助金の申請および交付を受けることを委任することもできます。詳細はP70参照。

*2 新築注文住宅を複数の事業者と契約(分離発注)して建築を行う場合、本事業の補助対象になる高効率給湯器の設置を含む契約をした施工業者が交付申請を行います。

補助対象者、補助対象となる住宅等の対象要件の詳細については第2章を参照してください

1-6 給湯省エネ事業者の登録

「給湯省エネ事業者」とは、補助対象者(共同事業者)に代わり交付申請の手続きを行い、補助金の交付を受け、交付された補助金を補助対象者に還元する者として、予め本事業に登録した事業者をいいます。給湯省エネ2026事業への参加にあたっては、住宅省エネ2026キャンペーン(以下、「本キャンペーン」という)のホームページ(以下、「本キャンペーンのホームページ」という)より「事業者登録規約(住宅省エネ2026キャンペーン)」および「事業者登録規約(給湯省エネ2026事業)」に同意を行い、「住宅省エネ支援事業者」および「給湯省エネ事業者」として登録を受ける必要があります。

なお、住宅省エネ支援事業者および給湯省エネ事業者の登録は、国や事務局が優良な事業者として認定するものではありません。優良誤認の可能性のある広報活動を行うことはできません。

補 足

□ 給湯省エネ事業者の不適切な行為に対する事業者登録の停止等

本事業における不適切な行為とは、経済産業省資源エネルギー庁所管事業補助金(以下、「資源エネルギー庁補助金」という)に関して規約その他これに類するものに反して、または怠慢、虚偽の申告もしくはその他の不正な手段により、補助金の交付を受け、または受けようとする等の行為をいいます。

本事務局または国は、不適切な行為を行うまたは行おうとした給湯省エネ事業者に対して、給湯省エネ事業者としての登録の抹消または停止(一時停止を含む。以下同じ)を行うことがあります*1。

また、登録の抹消または停止に伴い、以下の全部または一部の処分を行います。

- a) 不適切な行為を伴う補助事業の交付申請(予約を含む)の却下、
また、既に交付決定を行った場合においては、その取り消し
- b) 不適切な行為があった補助事業以外の補助事業に係る交付申請(予約を含む)の全部または一部の却下、
また、既に交付決定を行った場合においては、その全部または一部の取り消し
- c) 資源エネルギー庁補助金について、処分の通知から国が指定する期間までの交付申請の制限
- d) 住宅省エネ2026キャンペーンの他の構成事業に対する処分の通達
- e) 不適切な行為が行われた事実および処分内容の公表

*1 本事業期間中に登録停止が解除された場合であっても、登録停止期間中に契約または着工した補助事業について、本事業の交付の対象にならない場合があります。

1-7 給湯省エネ事業者の要件

給湯省エネ事業者の登録は、以下のすべてを満たす法人または個人事業主が対象です。

法人、個人事業主	法人の場合は、国内に法人登記された法人であること 個人事業主の場合は、日本国内に住民登録されていること(国籍は不問)
環境	インターネット環境を有し、事務局が提供する「住宅省エネポータル」を利用できること
許認可	本事業の取り扱いに関連する法令に従い、必要な許認可を受けていること
振込口座	本補助金の受取口座が、日本国内に支店を有する金融機関の口座であること
言語	日本語を用いて事務局との連絡、交付申請等の提出書類の作成ができること
規約類の遵守	本事業の交付規程、登録規約、その他事務局が交付申請の手引き等に定める事項を遵守して事業を行うこと
事業者の登録	「住宅省エネ支援事業者」として登録されている事業者であること

補 足

□ 住宅省エネ支援事業者と給湯省エネ事業者について

本事業に参加を希望する事業者は、まず本キャンペーンにおいて「住宅省エネ支援事業者」として登録を行います。住宅省エネ支援事業者は、任意の時期に本事業に参加を希望し、「給湯省エネ事業者」としても登録を受けることができます。

ただし、事務局が定める本事業の交付申請を制限される者(1-12③参照)に該当しない場合に限りです。

□ 住宅省エネポータルとは

事務局が提供するWEBシステムです。本キャンペーンの事業者登録手続き、各補助事業の交付申請等の手続きは、すべて住宅省エネポータル(以下、「本ポータル」という)上で行うため、

登録にあたっては、本ポータルを活用できるWEB環境が必要であり、WEB操作が可能であることが求められます。

1-8 補助対象製品・補助額

本事業では、導入する高効率給湯器に応じて定額を補助します。

ただし、補助対象になる高効率給湯器は、機器ごとにそれぞれの性能要件を満たし、予め本事業の対象機器として事務局に登録された製品(以下、「補助対象製品」という)に限ります。

①基本額

設置する補助対象製品	補助額(基本額)	補助上限
ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	7万円/台	戸建住宅 : いずれか2台まで 共同住宅等 : いずれか1台まで
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)	10万円/台	
家庭用燃料電池 (エネファーム)	17万円/台	

①の給湯器について、それぞれの性能加算要件を満たす場合、その性能に応じた定額を補助します。

※家庭用燃料電池(エネファーム)に性能加算はありません。

※性能加算要件の詳細はP22～23をご参照ください。

②性能加算額

設置する補助対象製品	補助額(加算額)
ヒートポンプ給湯機(エコキュート)	3万円/台
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)	2万円/台

また、補助対象製品の設置に合わせて、電気蓄熱暖房機もしくは電気温水器の撤去工事を行う場合もその工事に応じた定額を加算して補助します。

③撤去加算額

工事の内容	補助額(加算額)	補助上限
電気蓄熱暖房機の撤去	4万円/台	2台まで
電気温水器の撤去	2万円/台	①で補助を受ける台数まで

補助対象製品、補助額および補助上限の詳細については第3章を参照してください

1-9 着工日と交付申請の時期

着工日の定義、交付申請および交付申請の予約が可能になる時期は以下のとおりです。

申請区分	設置する住宅	着工日	以降の予約が可能	以降の交付申請が可能
購入・工事	新築注文住宅	建築着工日*1	建築着工日*1	住宅の引渡し
	新築分譲住宅	住宅の引渡日	不動産売買契約の締結日	
	既存住宅(リフォーム)	給湯器(1台目)設置開始日	契約工事全体の着手日	工事の引渡し、または共同事業者による給湯器の利用開始のいずれか早い方
	既存住宅(購入)	住宅の引渡日	不動産売買契約の締結日	
リース利用	新築注文住宅	住宅の引渡日	リース契約の締結日	住宅の引渡し
	新築分譲住宅			
	既存住宅(リフォーム)	給湯器(1台目)設置開始日		工事の引渡し、または共同事業者による給湯器の利用開始のいずれか早い方

※ 表中の給湯器は本事業の補助対象製品をいいます。

*1 新築注文住宅を複数の事業者と契約(分離発注)して建築を行う場合は、「補助対象製品(1台目)の設置を含む工事請負契約の建築着工日」です。

1-10 補助金の交付と還元

補助金は交付申請を行った給湯省エネ事業者に交付され、給湯省エネ事業者から共同事業者に以下①②のいずれかの方法により還元します。

還元方法については、申請の前に作成する本事業の『共同事業実施規約』(様式3)により、予め両方で合意するものとします。

①補助事業に係る契約代金に充当する方法

②現金で支払う方法

※リース利用の場合は、一定期間リース料金と相殺することを含む

※還元方法が「②現金で支払う方法」の場合、還元時期について予め両方で合意するものとし、給湯省エネ事業者は補助金の交付から遅くとも2ヶ月以内に共同事業者への還元を完了することが必要です。

補 足

□ 交付される補助金の会計処理について

本補助金の受益者は、あくまでも共同事業者である新築注文住宅の建築主、新築分譲住宅の購入者、リフォーム工事発注者およびリース契約の借主です。

給湯省エネ事業者にとって、交付される補助金は、

①の場合、共同事業者が支払うべき工事代金(「売上」)の一部であり「売掛」や「未収金」

②の場合、共同事業者に支払うための「預り金」

として扱われることが一般的です。詳しくは、税理士および最寄りの税務署にご確認ください。

□ 給湯省エネ事業者が倒産(個人事業主の場合は死亡)した場合について

速やかに事務局にご相談ください。

1-11 事業スケジュール

契約日の期間	着工日以前
着工日 ^{*1} の期間	2025年11月28日以降
交付申請の予約受付期間	2026年3月31日 ^{*2} ～ 予算上限に達するまで(遅くとも2026年11月16日まで) ^{*3}
交付申請の受付期間	2026年3月31日 ^{*2} ～ 予算上限に達するまで(遅くとも2026年12月31日まで) ^{*3}

*1 着工時期に疑義がある場合、追加調査等の対象になることがあります。(着工日の定義は1-9をご参照ください)

*2 添付書類の登録については予定が決まり次第公表いたします。

*3 交付申請の締切は予算の執行状況に応じてホームページ等にて公表します。
交付申請(予約を含む)の受付期間であっても、予算の上限に達し次第、受付終了となります。

※一括申請、ワンストップ申請(戸別)の交付申請開始については予定が決まり次第公表いたします。

1-12 補助の対象外

以下の①から③に該当する場合、本事業の補助対象になりません。

①本事業における重複申請

以下に該当する場合、本事業に重複して申請することはできません。

◆同一の補助対象製品に対し、複数回の補助を受けることはできません。

②給湯省エネ2025事業(令和6年度補正予算)との重複申請

給湯省エネ2025事業(令和6年度補正予算)で補助金の交付を受けた補助対象製品は、本事業では補助対象として取り扱われません。

③本事業の交付申請を制限される者

以下のいずれかに該当する法人および個人は、本事業の交付申請を行うことができません。

◆法人においては、暴力団*1または役員等(実質的に経営に関与する者)が暴力団員*1である、

◆個人においては、暴力団員である法人、個人によらず、暴力団および暴力団員と社会通念上不適切な関係にある者

*1 「暴力団」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第2号に規定する組織をいいます。
また、「暴力団員」とは同法第2条第6号に規定するものをいいます。

◆住宅省エネ支援事業者としての登録要件を満たしていない者

◆過去3ヶ年度内に資源エネルギー庁補助金において、以下に該当する者
ただし、本事業への参加について制限しない旨の通知を行った者を除く

a) 交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者

b) 不適切な行為を行った者

※本事業期間中に当該制限の解除をされた場合であっても、当該制限期間中に契約または着工した補助事業について、本事業の交付の対象にならない場合があります。

なお、以下に該当する法人および個人は、本事業の交付申請を制限されることがあります。

◆住宅省エネ2026キャンペーンの他の構成事業または以下のいずれかの事業において、不適切な行為を行った、または行おうとした者

a) こどもエコすまい支援事業(令和4年度補正予算等)

b) 先進的窓リノベ事業(令和4年度補正予算)

c) 給湯省エネ事業(令和4年度補正予算)

d) 子育てエコホーム支援事業(令和5年度補正予算等)

e) 先進的窓リノベ2024事業(令和5年度補正予算)

f) 給湯省エネ2024事業(令和5年度補正予算)

g) 賃貸集合給湯省エネ2024事業(令和5年度補正予算)

h) 子育てグリーン住宅支援事業(令和6年度補正予算等)

i) 先進的窓リノベ2025事業(令和6年度補正予算)

j) 給湯省エネ2025事業(令和6年度補正予算)

k) 賃貸集合給湯省エネ2025事業(令和6年度補正予算)

1-13 補助金の返還

本事務局は、交付決定を取り消された*1、または取得財産の処分に反した補助事業に対して、その補助金の全額もしくは一部金額を交付しません。また、既に交付した補助金について、全額もしくは一部金額の返還を命じることがあります。

*1 本事務局または国は、不適切な行為により補助金の交付を受けた、または受けようとした交付申請(予約を含む)について、交付申請の却下または既に交付決定を行った場合においては、その取り消しを行うことがあります。

1-14 補助金の併用

原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。
なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。

**自治体等が申請窓口となる補助事業との併用可否については、本キャンペーンでは回答しかねます。
窓口となる自治体等にご確認ください。**

**補助金の交付を受けた財産(設備等)を処分した場合の取り扱いは含まれません。
各補助金事業の事務事業者等にお問い合わせください。**

■みらいエコ住宅2026事業(リフォーム)は、補助対象が重複しない限り、併用が可能です。

本事業とみらいエコ住宅2026事業は、補助対象となる製品およびその性能要件が異なりますが、一部の補助対象となる機器は重複しています。

複数の高効率給湯器を導入した場合、給湯器の性能等に応じて両事業を併用し、それぞれ補助を受けることができます。(同一の契約および工期でも可)

ただし、両事業の補助対象である機器であっても、1つの機器に対して両事業の補助を受けることはできず、みらいエコ住宅2026事業の新築に対する補助を受けた場合、本事業は利用できません。

万一、みらいエコ住宅2026事業と重複申請を行っていた場合、理由の如何によらず、本事業の交付申請を無効とし、交付決定の取り消しおよび返金等の措置をとりますので、十分ご注意ください。



給湯省エネ
2026事業

K2

購入・工事タイプ
既存住宅

戸別・一括 共通版

第2章 補助対象者/住宅/期間要件の詳細

本手引き
注釈記号の
扱い

※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

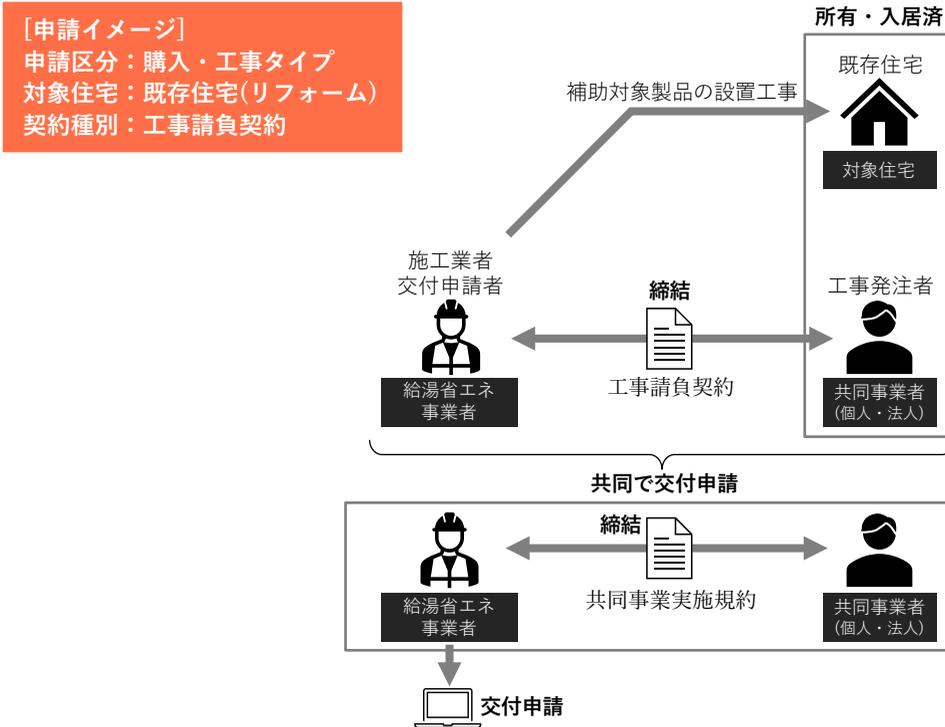
以降の「第2章」「第4章～第5章」は申請区分「購入・工事タイプ 既存住宅(リフォーム)」の補助対象要件の詳細、および交付申請(予約を含む)手続きの詳細を中心に解説を行います。

既存の給湯器から補助対象製品への交換を条件とする既存住宅の購入の詳細はP77～78をご参照ください

2-1 事業イメージ

本事業は、一定の性能を満たす補助対象製品を設置する施工業者(給湯省エネ事業者)が工事発注者(共同事業者)からの委託を受けて、補助金の申請および交付を受けるものです。

委託にあたっては、『本事業の共同事業実施規約』(様式3)を両者で締結します。



2-2 補助対象になる方

以下の①②を満たす方が、補助対象者(共同事業者)になります。

ただし、補助対象製品を導入する補助対象者(共同事業者)が個人である場合は③も満たす必要があります。

①補助対象製品を設置する住宅の所有者等である方

住宅の所有者等 とは	<ul style="list-style-type: none"> ◆住宅を所有する個人またはその家族 ◆住宅を所有し、賃貸に供する個人または法人 ◆賃借人 ◆共同住宅等の管理組合・管理組合法人
-----------------------	--

※住宅の所有者であっても、販売目的で住宅を所有する買取再販事業者は対象になりません。

以下の書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
<工事発注者が個人> 工事発注者の本人確認書類	(予約時) 交付申請時	工事請負契約書の工事発注者と同一であること	P50～51
<工事発注者が法人> 法人の実在確認ができる書類 (商業法人登記の写し等) および法人担当者の本人確認書類			P55 P50～51

※次ページへ続く

②給湯省エネ事業者と工事請負契約*1を締結し、 本事業の補助対象製品を購入して、既存住宅に設置する方

*1 工事請負契約書(原契約)の提出が必要です。
建設業法が定める工事請負契約に相当する内容を含む契約であれば、注文書・請書、売買契約書でも問題ございません。

以下の書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
工事請負契約書(原契約)	(予約時) 交付申請時	工事発注者が住宅の所有者等、 請負者が給湯省エネ事業者であること	P43～44

補 足

- 複数名義(連名)による共同発注について
発注者のうち、任意の契約者が補助対象者として交付申請を行うことができます。なお、みらいエコ住宅2026事業と併用する場合、原則同じ方が両事業の補助対象者として交付申請を行ってください。
- 複数受注によるリフォーム工事について
複数受注とは、同じ工事発注者と施工業者が複数の工事請負契約を締結し、リフォーム工事の委託を受けることをいいます。
本事業では、複数の契約をまとめて交付申請を行うことはできません。
補助対象期間等の要件を満たす工事請負契約ごとに、それぞれ交付申請を行う必要があります。
- 分離発注によるリフォーム工事について
複数の補助対象製品を複数の施工業者と契約(分離発注)して設置した場合、それぞれの給湯省エネ事業者が自身の行った工事について交付申請を行います。
なお、1つの交付申請の中で要件を満たす必要があります。
- 複数棟の集合住宅を管理組合でリフォームする場合について
管理組合または全住戸の所有者が行うリフォーム工事が複数の建物(棟)にわたる場合、交付申請は建物(棟)単位ごとに行ってください。
複数棟のリフォームについて1つの工事請負契約書で締結している場合は、それぞれの交付申請にその工事請負契約書のコピーを添付してください。不動産登記事項証明書は、各棟の登記をそれぞれ添付してください。
詳しくはP68をご参照ください。
- 販売契約について
建設業法が定める工事請負契約に相当する内容を含むリフォーム工事の契約を締結している場合は、契約書面のタイトルが売買契約や販売契約等であっても対象になります。
なお、建設業法が定める工事請負契約に相当する内容を含む、契約書の提出が必要です。
- 補助対象製品のメーカーによる自社施工
給湯省エネ事業者であり工事請負契約を締結した事業者であれば、メーカーが自社の補助対象製品を施工する場合も補助対象になります。ただし、保証書等を発行する立場であるメーカーの工事については、現地調査等の対象として指定を受けやすい可能性があります。予めご了承ください。
- 受注者と発注者が同一人格の契約について
同一人格間の契約は成立しないため、補助対象になりません。
個人事業主が自らと工事請負契約を締結する行為も、同一人格間であり、契約は成立しないため補助対象になりません。
- 工務店の社長が自ら経営する工務店と工事請負契約を締結する場合
社長個人と、経営する会社(法人)は別人格であり、契約が成立するため、補助対象となります。

◀補助対象製品を導入する共同事業者が個人の場合▶

- ## ③ 共同事業実施規約において、以下のいずれかの方法により J-クレジット制度に参加することへの意思を表明していること
- (a) 事務局が指定する J-クレジット事業実施団体に入会予定*2
- (b) 地方公共団体・民間団体等が管理するプログラムに入会予定・入会済み*3*4

*2 (a)を選択した場合、J-クレジット事業実施団体への入会手続きは事務局が行います。
なお、事務局が指定する J-クレジット事業実施団体は「J-グリーン・リンケージ倶楽部」になります。

*3 (b)を選択した場合、入会予定または入会済みであるプログラム名の申告が必要です。
こちらの場合をご自身での加入手続きをお願いいたします。(該当するプログラムがない場合は(a)を選択してください)

*4 別事業であるZEH補助金等、他のプログラムに入会しており、本事業の補助対象製品の温室効果ガス排出削減効果が、既にクレジット化されているまたは見込みである場合も、(b)を選択いただきプログラムの申告が必要です。

2-3 補助対象になる住宅

戸建住宅*1、共同住宅等*2の別を問わず、既存住宅が対象になります。

既存住宅とは

建築*3から1年が経過した住宅、または過去に人が居住した住宅をいいます。

なお、本事業において「住宅」とは、人の居住の用に供する家屋*4をいいます。ただし、以下に該当する建物に設置する給湯器は、原則補助対象となりません。

⑦不動産登記や固定資産の課税において、住宅以外の用途に分類される

①(⑦が住宅であっても)現に住宅以外の用途に使用している(店舗や施設等)

*1 戸建住宅とは、1つの住戸を有する建物のことをいいます。(店舗併用住宅を含む)

*2 共同住宅等とは、2つ以上の住戸を有する建物のことをいいます。(二世帯住宅、マンション、長屋を含む)

*3 本事業において「建築日」は、原則、検査済証の発出日とします。

*4 別荘、シェアハウス、セカンドハウス、賃貸住宅等を含みます。

補 足

□ 二世帯住宅のリフォーム工事について

いわゆる二世帯住宅であっても、補助対象製品の設置が2台を超えない限り、1戸の住宅(戸建住宅)として申請しても差支えありません。

なお、住宅の戸数の数え方は、住宅瑕疵担保履行法の資力確保措置等における戸数の算定によります。具体的には内部の構造が自由に行き来できるのであれば1戸、内部で行き来できず、外階段でしか行き来できない等、独立性が高い場合は2戸として扱います。

□ 増築部分におけるリフォーム工事について

増築自体は補助対象工事ではありませんが、増築部分が住宅であり、本事業に登録された補助対象製品を設置した場合は【購入・工事タイプ・既存住宅(リフォーム)】の補助対象になります。

ただし、離れや別棟の建築等、建築確認上、「増築」と取り扱われる場合でも、住宅瑕疵担保履行法上の資力確保措置の義務(保険や供託)の対象になる新築住宅は、【購入・工事タイプ・新築注文住宅】の補助対象になる場合があります。

□ 倉庫、店舗等(住宅以外の用途)からリフォームにより住宅に用途変更(コンバージョン)する場合

用途変更を行う工事であっても、交付申請時点で住宅であることが確認できる場合は補助対象となります。

ただし、リフォーム後に住宅となったことを確認するため、変更後の登記等の追加書類を求めることがあります。

□ 別荘や賃貸住宅、シェアハウスについて

要件を満たす場合は補助対象になります。

なお、住宅であっても、宿泊施設として営業している場合、補助対象にならない場合があります。

□ モデルハウスについて

モデルハウスは展示施設であり、本事業において住宅に該当しません。

モデルハウスを展示後に販売する場合、当該給湯器は「中古品」であり、補助対象になりません。

□ リフォーム前後で戸数が異なる場合

リフォーム後の戸数で数えます。

2-4 補助対象期間

以下の期間に該当する補助対象製品の導入に係る既存住宅のリフォームが補助対象となります。

期間	対象
契約日	「工事請負契約の締結日」が着工日以前
着工日	「補助対象製品(1台目)の設置工事の着手日*1」が 2025年11月28日～遅くとも2026年12月31日まで
交付申請の 予約受付期間	「契約工事全体の着手日以降」の 2026年3月31日*2～遅くとも2026年11月16日まで*3
交付申請の受付期間	「工事の引渡し後、または共同事業者による給湯器の利用開始のいずれか早い方*4」 の2026年3月31日*2～遅くとも2026年12月31日まで*3

*1 契約に含まれる補助対象製品以外の工事開始日が2025年11月27日以前でも問題ありません。

*2 添付書類の登録については予定が決まり次第公表いたします。

*3 予算の執行状況により、交付申請の受付を終了した場合、当該終了日までとなります。

*4 大規模改修等、契約工事のすべてが終わっていない場合でも、補助対象製品の設置工事が終了しており、設置した補助対象製品を共同事業者が利用している場合、交付申請を行うことができます。

※一括申請、ワンストップ申請(戸別)の交付申請開始については予定が決まり次第公表いたします。



給湯省エネ
2026事業

K2

購入・工事タイプ
既存住宅

戸別・一括 共通版

第3章 補助対象製品要件/補助額・補助上限の詳細

本手引き
注釈記号の
扱い

※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

3-1 補助対象製品について

下表の高効率給湯器のうち、一定の性能を満たすものが、本事業の補助対象になります。事務局に登録された補助対象製品は本キャンペーンホームページの【補助対象製品の検索】から確認できます。(https://jutaku-shoene2026.mlit.go.jp/manufacturer/search)

設置する高効率給湯器	補助額	補助上限(住戸あたり)	参照ページ
ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	設置する補助対象製品の性能に応じて 1台につき7万円もしくは10万円	戸建住宅 ：いずれか2台まで 共同住宅等 ：いずれか1台まで	P22
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式 併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)	設置する補助対象製品の性能に応じて 1台につき10万円もしくは12万円		P23
家庭用燃料電池 (エネファーム)	1台につき17万円		P24

ただし、補助事業に要する経費が補助額に満たないものは補助対象となりません。

※エコキュートとハイブリッド給湯機については、本事業で対象になっていない機器であっても、みらいエコ住宅2026事業にて補助対象になる場合があります。

詳しくは、みらいエコ住宅2026事業の「交付申請等の要件について(交付申請の手引き)」をご確認ください。
(同一機器について複数の補助事業を重複して申請することはできません)

補 足

□ 戸建住宅に2台の補助対象製品を設置する場合について

戸建住宅の住戸あたりの補助額上限は、補助対象製品いずれか2台までとなりますが、給水・給湯等の配管系統が同一の系統である場合は、1台のみが補助対象になります。
それぞれ別の配管系統である場合に限り、2台分の補助を受けることができます。

3-2 ヒートポンプ給湯機(エコキュート)

ヒートポンプの原理を用い、夜間電力や太陽光で発電した電力を有効に利用して冷媒の圧縮・膨張サイクルによりお湯を作り、貯湯タンクに蓄えて必要なときにお湯が使えます。

補助額は定額であり、以下の性能加算要件を満たす場合、定額を加算し、補助します。

【要件について】

要件	内容
性能要件 (必須)	<p>以下、1)または2)に該当するものであること。</p> <p>◆エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)第18条第26号に掲げる電気温水機器であって、原則、「電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成25年3月1日経済産業省告示第38号)」1(2)に規定する右表における区分ごとの基準エネルギー消費効率以上の機器であること。</p> <p>◆インターネットに接続可能な機種で、翌日の天気予報や日射量予報に連動することで、昼間の時間帯に沸き上げをシフトする機能を有するものであること。</p>
	<p>2) おひさまエコキュート*1</p>
性能加算要件	<p>基本の性能要件の機種と比べて、5%以上CO2排出量が少ないものとして、以下の要件に該当するものであること。</p> <p>◆2025年度の目標基準値(JIS C 9220 年間給湯保温効率または年間給湯効率(寒冷地含む))+0.2以上の性能値を有するもの</p>

基準エネルギー消費効率省エネ基準

区分名	2025年度目標の区分				2025年度目標基準値	
	想定世帯	貯湯缶数	貯湯容量	仕様		
A	少人数	—	—	一般地	3.0	
B				寒冷地	2.7	
C	標準	一缶	320L未満	一般地	3.1	
D				寒冷地	2.7	
E			320L以上 550L未満	一般地	3.5	
F				寒冷地	2.9	
G			550L以上	一般地	3.2	
H				寒冷地	2.7	
I			多缶	—	一般地	3.0
J					寒冷地	2.7

*1 おひさまエコキュートについては、おひさまエコキュートに適した測定方法が確立されていないため、上記の基準エネルギー消費効率を満たしていないものも対象とします。

【補助額について】

基本額	性能加算要件を満たすもの
7万円/台	[基本額]7万円+[加算額]3万円/台 (合計10万円/台)

補 足

□ 想定世帯/寒冷地仕様・一般地仕様について

本事業は、事務局に登録された補助対象製品を設置する事業が補助対象になります。

実際に補助対象製品を利用する世帯人数と、2025年度の目標基準に示される「想定世帯」が一致する必要はありません。

また、導入する補助対象製品の仕様(寒冷地仕様/一般地仕様)と、実際の設置場所が一致する必要もありません。

3-3 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)

ヒートポンプ給湯機とガス温水機器を組み合わせたものです。
2つの熱源を効率的に用いることで、高効率な給湯が可能です。

補助額は定額であり、以下の性能加算要件を満たす場合、定額を加算し、補助します。

【要件について】

要件	内容
性能要件 (必須)	<ul style="list-style-type: none"> ◆熱源設備として電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで、貯湯タンクを持つ機器であること。 ◆一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格(JGKAS A705)で、年間給湯効率が108%以上のものであること。 ◆インターネットに接続可能な機種で、昼間の再エネ電気を積極的に自家消費する機能を有するものであること。
性能加算要件	<p>基本の性能要件の機種と比べて、5%以上CO2排出量が少ないものとして、以下の要件に該当するものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格(JGKAS A705)に基づく年間給湯効率が116.2%以上のものであること。

【補助額について】

基本額	性能加算要件を満たすもの
10万円/台	[基本額]10万円+[加算額]2万円/台 (合計12万円/台)

補 足

- ハイブリッド給湯機の補助熱源として新しくエコジョーズを設置した場合の他の構成事業との併用について
国費を財源とする他の構成事業(みらいエコ住宅2026事業や賃貸集合給湯省エネ2026事業を含む)において、補助の対象となったエコジョーズやエネファームを補助熱源とするハイブリッド給湯機は本事業の補助対象になりません。
- ハイブリッド給湯機の設置時に既設のエコジョーズを利用する場合
既存のエコジョーズを補助熱源とするハイブリッド給湯機も、本事業の補助対象となります。
ただし、当該既存のエコジョーズに対して、国費を財源とする他の構成事業(みらいエコ住宅2026事業や賃貸集合給湯省エネ2026事業を含む)が入っていないことを前提とします。

3-4 家庭用燃料電池(エネファーム)

都市ガスやLPガス等から水素を作り、その水素と空気中の酸素の化学反応により発電するもの。エネルギーを燃やさずに直接利用するので高い発電効率を得られます。また、発電の際に発生する排熱を回収し、給湯器としての役割も果たします。補助額は定額であり、性能加算はありません。

【要件について】

要件	内容
性能要件 (必須)	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)が公表する登録機器リストに登録されている製品 ◆ネットワークに接続可能な機種で、気象情報と連動することで、停電が予想される場合に、稼働を停止しない機能を有するものであること。

【補助額について】

基本額
17万円/台

補 足

- エネファームのバックアップ用の熱源としてのエコジョーズを設置した場合の他の構成事業との併用について
国費を財源とする他の構成事業(みらいエコ住宅2026事業や賃貸集合給湯省エネ2026事業を含む)において補助の対象となったエコジョーズやエコフィールをバックアップ熱源とするエネファームは本事業の補助対象になりません。
なお、エネファームとは別のシステム(系統が異なる等)として独立したエコジョーズ等を設置した場合は、要件を満たす両事業へそれぞれ申請し、補助を受けることができます。
交付申請の際は、同一の機器ではないことを確認するため、追加書類を求める場合があります。
- エネファームの設置時に既設のエコジョーズをバックアップ熱源に利用する場合
既存のエコジョーズやエコフィールを、バックアップ熱源とするエネファームも、本事業の補助対象になります。
ただし、当該既存のエコジョーズに対して、国費を財源とする他の構成事業(みらいエコ住宅2026事業や賃貸集合給湯省エネ2026事業を含む)が入っていないことを前提とします。

3-5 撤去加算について

補助対象製品の導入と併せて電気蓄熱暖房機*1または電気温水器を撤去*2する場合は加算措置を行います。当該加算措置は予算額(36億円)に達し次第、終了予定です。

*1 電気蓄熱暖房機とは、蓄熱レンガを電気で温め、放熱することで部屋を暖める製品です。

*2 リフォーム工事で補助対象製品設置に伴い、2025年11月28日以降に撤去するものに限りです。

(みらいエコ住宅2026事業において高効率給湯器の補助を受ける場合、撤去による加算は受けられません)

また、補助対象製品設置の交付申請(交付申請の予約を含む)と合わせて追加書類等を提出する必要があります。

※エコキュートの撤去は加算対象になりません。

※電気蓄熱暖房機等の撤去により、ご契約の電気料金メニューが変更となる場合があります。

詳しくはご契約の電力事業者へお問い合わせください。

撤去する製品	加算額	加算上限(住戸あたり)
電気蓄熱暖房機	4万円/台 (導入する補助対象製品の補助額に加算)	2台まで
電気温水器	2万円/台 (導入する補助対象製品の補助額に加算)	補助を受ける補助対象製品と同台数まで

補 足

- 新築注文住宅の建替え(解体)に伴う電気蓄熱暖房機および電気温水器の撤去について

新築住宅は撤去加算措置の対象になりません。

電気蓄熱暖房機および電気温水器の撤去は、リフォームにより補助対象製品を導入する場合に限り加算の対象となります。

3-6 補助の対象とならない機器・工事例

以下のいずれかに該当する場合は補助対象になりません。

×

補助対象に
ならない機器

- ◆ リフォーム工事の発注者が補助対象製品を購入し、その取り付けを給湯省エネ事業者へ依頼する工事(いわゆる施主支給や材工分離による工事)
- ◆ 中古品、またはメーカーの保証の対象外である機器
- ◆ 店舗併用型住宅等に設置するもので、専ら店舗等で利用する機器
- ◆ 倉庫、店舗等(住宅以外の用途)に設置する機器
- ◆ 従前より省エネ性能が下がる機器
- ◆ 自社が保有する住宅に自社で行うリフォーム工事や、いわゆるDIY(自ら行うリフォーム工事)

補 足

- 中古品、展示品について

本事業は、「新品」の補助対象製品を補助対象とし、「中古品」は補助対象になりません。

ただし、開梱のみで返品された等、補助対象製品を登録しているメーカー等が「新品」として性能を証明する場合は補助対象となります。

展示する、しないに関わらず組立・設置・通水・通電のいずれかを行った給湯器は「中古品」です。

- 既にある設備の入れ替え(リプレイス)の場合

要件を満たしている場合は補助対象になります。

- 既にある設備とは別に、新たに補助対象製品を増設する場合

改修前より補助対象製品の数が増える場合も、各給湯器が要件を満たしている場合は補助対象となります。



給湯省エネ
2026事業

K2

購入・工事タイプ
既存住宅

戸別・一括 共通版

第4章 申請手続きの詳細

本手引き
注釈記号の
扱い

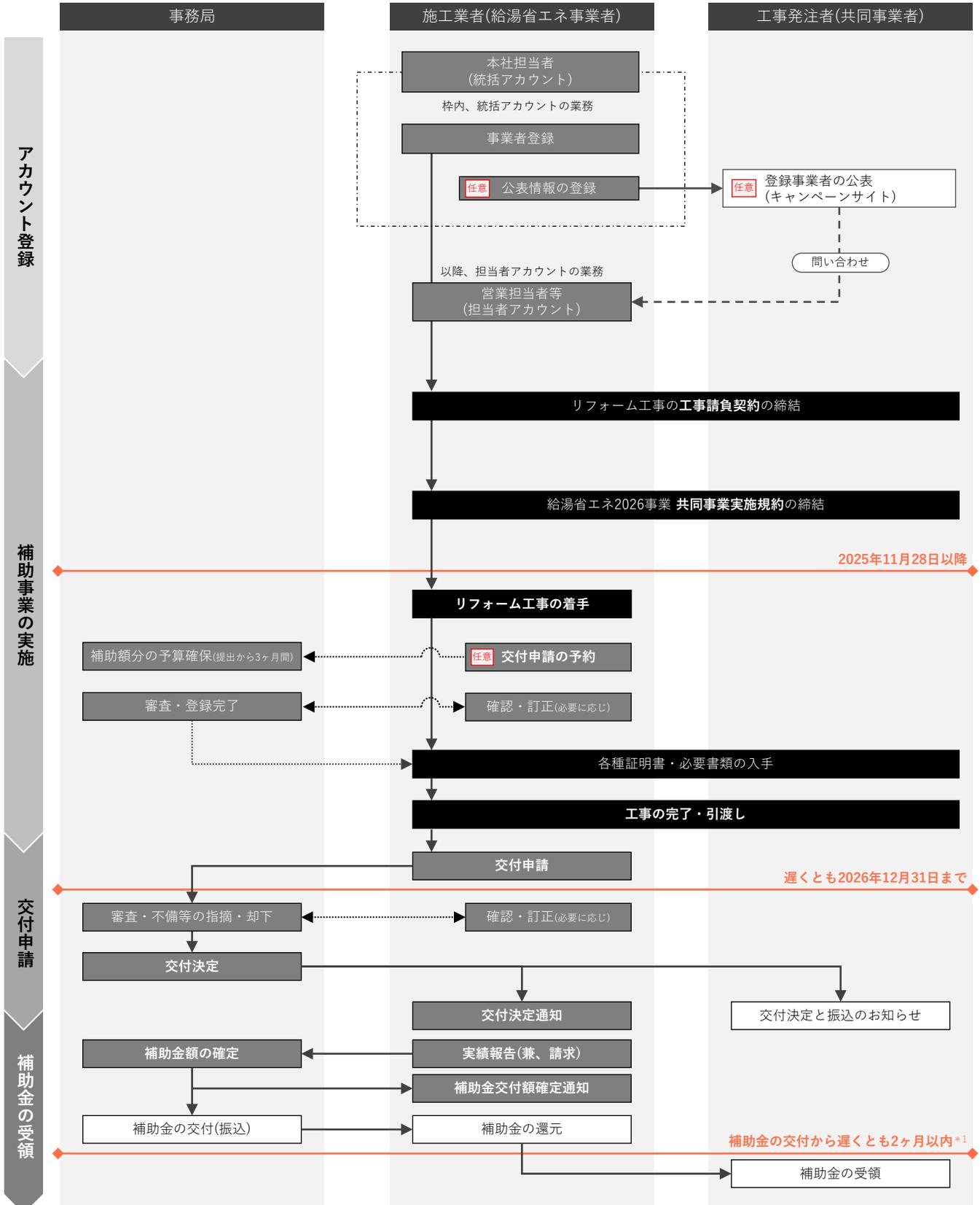
※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

4-1 申請手続きの流れ

既存住宅(リフォーム)での交付申請における、本ポータルアカウント発行から補助金の交付までの手続きの流れは、以下のとおりです。

凡例： 対象住宅 本ポータル内 本ポータル外



*1 補助金の還元方法が「現金で支払う方法」の場合のみ

4-2 住宅省エネポータルについて

本事業の交付申請等のすべての手続きは、補助対象製品の設置(取替)工事を行う給湯省エネ事業者が、事務局が提供するWEBシステム「住宅省エネポータル」上で行います。
工事発注者もしくは住宅の購入者等(共同事業者)の方が、自身で手続きを行うことはできません。

4-3 アカウントについて

本ポータルの利用にあたり、本キャンペーンのホームページからアカウントの発行を受ける必要があります。以下①～③の内容を理解し、アカウントの取得を行ってください。

①アカウントの種類

本ポータルには、異なる機能を有する「統括アカウント」と「担当者アカウント」の2種類のアカウントがあり、それぞれの目的と利用者のイメージは以下のとおりです。

なお、統括アカウントは、事業者ごとに1アカウントのみ取得し、利用してください。

(事業者登録の登録申請後、他のアカウントから当該事業者の事業者登録はできなくなります)

アカウントの種類	目的と利用者のイメージ	住宅省エネ2025 キャンペーンから継続して 参加する事業者	新規事業者
統括 アカウント	本事業の参加登録(事業者登録)を行い、各営業担当者が行う交付申請や補助金の受領を管理するためのアカウント。 本社の管理部門等の担当者が取得し、利用してください。 (1事業者1アカウントのみ)	アカウント自動発行*1 (新規発行は不要)	2026年3月10日 登録開始
担当者 アカウント	交付申請の登録を行うためのアカウント。 消費者から必要書類を集められる営業担当者等が取得し、 利用してください。(アカウント数に制限はありません)	新規でアカウント発行依頼 を行ってください (自動発行はされません)	2026年3月24日 登録開始

*1「住宅省エネ2025キャンペーン」から継続参加している事業者の統括アカウントは、2026年3月5日より順次登録メールアドレスに対して自動発行されています。
(新規アカウントで発行依頼を行うと、継続参加の扱いになりませんので、ご注意ください)

②各アカウントの機能

それぞれのアカウントが有する機能のイメージは以下のとおりです。

機能	統括アカウント	担当者アカウント
事業者登録	登録可 登録申請書(要押印)、印鑑証明書等を提出	×
各事業への 参加申告	登録可 書類等は不要	×
公表情報	登録可 公表を希望する場合	×
交付申請 (予約を含む)	アカウントの連携が必要	
	×	登録可 複数登録可
補助金振込口座	登録可 支店単位等、複数登録可	×
入金管理	すべての 交付申請 口座ごとに経理担当者を設定可 設定した場合、毎月振込通知を送付	自身が 担当している 交付申請のみ -

③アカウントの連携

担当者アカウントから交付申請の登録を行うためには、事業者登録が完了した統括アカウントと結びつける「アカウント連携」が必要になります。

アカウント連携は、統括アカウントに発行される「登録事業者番号」と「連携用パスコード」を担当者アカウントが本ポータル上で入力することで完了します。

パスコードは外部に漏れないよう、管理を行ってください。

4-4 事業者登録の手順

以下①②の手続きを順に行うことで、事業者登録を行うことができます。
いずれも本ポータル上で行います。

交付申請(予約を含む)は、事業者登録が完了し、担当者アカウントとの連携後に行うことができます。

①住宅省エネ支援事業者の登録申請

本キャンペーンの登録事業者である「住宅省エネ支援事業者」への登録を申請します。
手続きは、統括アカウントの利用者が、本ポータル上で行い、以下の書類の提出が必要です。

書類名称	スキャン	備考
住宅省エネ支援事業者登録申請書	白黒可	<ul style="list-style-type: none"> ◆本ポータルに必要情報を登録後、出力できます。 ◆代表者による押印が必要です。 ◆すべての事業者が提出します。
印鑑証明書	白黒可	<ul style="list-style-type: none"> ◆管轄の法務局で入手します。 ◆登録申請書と印影を照合します。 ◆住宅省エネ2025キャンペーンから継続して参加する事業者で、登録情報に変更がない場合は、流用可能です。
(法人の場合のみ) 法人の登記事項証明書	白黒可	<ul style="list-style-type: none"> ◆現在事項が確認できる必要があります*1。 ◆住宅省エネ2025キャンペーンから継続して参加する事業者で、登録情報に変更がない場合は、流用可能です。

*1 登記情報提供サービスの出力やキャプチャでも可。

※**提出書類の画像が粗く、内容の確認が難しい場合、不備となることがあります。**ご注意ください。

②給湯省エネ2026事業に対する参加申告

担当者アカウントの利用者が本事業の交付申請を行うためには、
統括アカウントの利用者が本ポータルから本事業への参加申告を行う必要があります。
原則、参加申告により、給湯省エネ事業者としての登録は完了します。(書類提出は不要です)

補 足

□ 本事業への事業者登録の停止

給湯省エネ事業者として登録された後であっても、補助金の交付申請を制限される者(1-12③参照)に該当する場合や、本事業の事業者登録規約に反した場合、事務局は事業者登録の停止を行うことができます。

事業者登録の停止を受けた場合、本事業の交付申請を行うことはできません。

なお、事業途中で登録停止が解除された場合においても、登録停止期間中に契約または着工した補助事業について、本事業の交付の対象にならない場合があります。

4-5 工事請負契約(原契約)の締結

施工業者(給湯省エネ事業者)と工事発注者(共同事業者)は、本事業の補助対象製品を導入する工事について、工事請負契約を締結します。

※ **工事金額の多寡によらず工事請負契約の締結は、事業者の義務です。(建設業法 第19条1項)**

工事前後のトラブルを避けるためにも、必ず契約を締結してください。

※ **リフォーム工事の発注者が補助対象製品を購入し、その取り付けを依頼する工事(いわゆる施主支給や材工分離による工事)は本事業の対象になりません。補助対象製品費用を含めて工事請負契約を締結しているものが対象です。**

4-7 着工

2025年11月28日以降に補助対象製品(1台目)の設置工事に着手したリフォーム工事*1が補助の対象となります。

*1 契約に含まれる補助対象製品以外の工事開始日が2025年11月27日以前でも問題ありません。

補 足

□ 既存住宅のリフォーム工事の着手

以下は本事業における工事着手にはあたりません。

現場の調査・採寸や見積もり、足場の設置、資材の搬入、現場の仮囲いの設置、現場事務所の建設、既設建築物の除却 等

4-8 交付申請の予約 (任意)

補助金の交付が見込まれるリフォーム工事に着手した場合、交付申請の予約を行うことができます。

交付申請の予約を行った場合、予約の有効期間内については、予算*2が確保されます。

担当者アカウントの利用者が本ポータルを通じて手続きを行います。

交付申請の予約は任意であり、申請期間内に交付申請をする場合、必ずしも予約を行う必要はありません。予算の執行状況を踏まえて、給湯省エネ事業者の責任において判断してください。

*2 事務局が審査し、承認した補助金額が確保されます。(予約時に申告した補助金額を下回ることがあります)

① 交付申請の予約受付期間 : 2026年3月31日*3 ~ 遅くとも2026年11月16日*4

*3 添付書類の登録については予定が決まり次第公表いたします。

*4 交付申請の締切は予算の執行状況に応じてホームページ等にて公表します。

予算の執行状況により、交付申請の受付を終了した場合、当該終了日までとなります。

ただし、交付申請の予約を行っている場合、当該予約期限または2026年12月31日のいずれか早い日まで交付申請が可能です。

※一括申請、ワンストップ申請(戸別)の交付申請開始については予定が決まり次第公表いたします。

② 手続きの時期 : 契約工事全体の着手日以降*5

*5 補助対象製品設置工事(1台目)の着手ではなく、契約工事全体(補助対象製品以外の工事も含む)に着手した日以降より、交付申請の予約が可能です。

※交付申請の予約は、担当者アカウントから本ポータル上で行います。

登録にあたり、統括アカウントとのアカウント連携を行う必要があります。

※予約の完了はあくまでも工事着手から交付申請までの期間に予算を確保するためのものであり、交付申請可能な期間に交付申請を行って交付決定されない限り、補助金交付は確定されません。

補 足

□ 予約後の交付申請

交付申請の予約を行った補助事業については、事務局の予約の審査が完了した後に交付申請を行うことができます。事務局の審査には一定期間要しますので、予めご了承ください。

□ 予約後の交付申請額

交付申請の予約を行っている場合、交付申請において予約時の補助金額を超える交付申請額を申告することはできません。

※次ページへ続く

③交付申請(戸別申請)の予約に必要な書類

交付申請の予約時には、以下のすべての書類を提出します。

書類は、本ポータル上にスキャンデータをアップロードすることで提出します。

凡例： ●=必須
○=該当する場合に提出

書類名称	提出	スキャン	参照ページ
給湯省エネ2026事業 共同事業実施規約	●	白黒可	P42
工事請負契約書(原契約)	●	白黒可	P43~44
工事発注者の本人確認書類(法人の場合は担当者の本人確認書類)	●	白黒可	P50~51
《工事発注者が法人の場合》			
法人の实在確認ができる書類	○	白黒可	P55
《電気蓄熱暖房機・電気温水器の撤去による加算を申請する場合》			
撤去工事の契約書*1(原契約)	○	白黒可	P57 P59
《エネルギー小売業者が申請を代行する場合》			
工事発注者とのエネルギー販売契約が確認できる書類	○	白黒可	P55

*1 補助対象製品設置の工事請負契約に含まれる場合は同じものを提出。
電気蓄熱暖房機を撤去する場合は、契約書(明細書でも可)において「電気蓄熱暖房機の撤去」が確認できること。

※申請内容に応じて、事務局から追加書類を求めることがあります。

※提出書類の画像が粗く、内容の確認が難しい場合、不備となることがあります。ご注意ください。

※一括申請については、「建物の不動産登記事項証明書」の提出が必要です。詳しくはP68をご参照ください。

補 足

□ 補助対象製品の型番(型式)の決定について

交付申請の予約には、補助対象製品を特定する「型番(型式)」の入力が必要です。

交付申請の予約とは、交付申請が見込まれるものについて、一定の予算を確保するものです。

このため具体的な補助対象製品の性能等により補助額が算出でき、期限内に交付申請可能な工事のみ予約が可能です。

④予約の有効期間

交付申請の予約における有効期間は、以下 a) b) のうち、いずれか早い日付までです。

有効期間を超過した予約は、交付申請の状況によらず失効します。(事前の通知は行いません)

a) 交付申請の予約を事務局に提出した日から、戸別申請は3ヶ月後*2

(例：戸別申請の予約を4月1日に提出した場合、7月2日0時に失効します)

b) 2026年12月31日

なお、以下 c) または d) の場合は、予約の有効期間を待たずに予約は失効となります。

c) 提出された交付申請の予約を事務局が審査した結果、要件を満たさないとして却下した日

d) 予約承認後、交付申請を提出した日*3

*2 一括申請の予約の有効期間は、提出日によらず、2026年12月31日までとなります。詳しくはP64をご参照ください。

*3 予約後の交付申請により継続して予算は確保されますが、当該交付申請が却下または取り下げられた場合、予算は確保されなくなります。

※有効期間を超過した予約であっても、予約の受付期間内に再度交付申請の予約を行うことができます。

また、交付申請の受付期間内であれば、交付申請を行うことができます。

ただし、要件外として却下された交付申請の予約を除きます。

※次ページへ続く

⑤注意事項

- 給湯省エネ2025事業(令和6年度補正予算)で補助金の交付を受けた給湯器は本事業に交付申請を行うことはできません。
- 同じ工事請負契約に基づく同一の工事内容について複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含む)。事務局は、重複する交付申請(予約を含む)の一部または全部を、事前の通知なく却下することがあります。
- 戸建住宅に2台の補助対象製品をそれぞれ別々に設置する場合、交付申請を行うことができます。ただし、交付申請ごとに補助要件を満たす必要があります。
- 既に本事業の交付決定を受けた交付申請を取り消した場合(取下げも含む)、当該交付申請に含まれる工事を補助対象として再度交付申請(予約を含む)を行うことはできません。補助対象製品の申告漏れや、一部工事の申告漏れ等の場合も同様です。
- 事務局は、補助対象が重複する交付申請(予約を含む)の一部または全部を、事前の通知なく却下することがあります。
- 交付申請の予約から交付申請までに補助対象の住宅、共同事業者等が変更になる場合、当該予約は無効となります。交付申請予約期間内であれば、再度交付申請の予約を行うことができます。

4-9 工事の完了・住宅の引渡し

原則、契約に含まれるすべての工事を完了し、引渡しを行います。

※ 大規模改修工事など、契約工事のすべてが終わっていない場合でも、補助対象製品の設置工事が終了しており、設置した補助対象製品を共同事業者が利用している場合、交付申請を行うことができます。

補 足

□ リフォーム工事の完了

本事業のリフォーム工事完了は、原則として契約工事全体の工事が完了し、工事発注者への引渡しが完了していることをいいます。

ただし、1つの契約で補助対象以外の工事を含んでいる場合や、1つの契約で複数の住宅や住棟のリフォーム工事を行う場合、対象住宅や住棟ごとに、補助事業の対象工事が完了し、引渡しが完了したものは申請可能です。引き渡されていない工事を申請することはできません。

※共同住宅等の大規模改修は一括申請により交付申請を行うことが可能です。
詳しくはP63～68をご参照ください。

4-10 交付申請

リフォーム工事が完了後の時点から交付申請を行うことができます。
担当者アカウントの利用者が本ポータルを通じて手続きを行います。
交付申請の作成にあたり、統括アカウントとのアカウント連携を行う必要があります。
予算の執行状況を踏まえて、給湯省エネ事業者の責任において速やかに手続きを行ってください。

①交付申請の受付期間 : 2026年3月31日*1 ~ 遅くとも2026年12月31日*2

*1 添付書類の登録については予定が決まり次第公表いたします。

*2 交付申請の締切は予算の執行状況に応じてホームページ等にて公表します。
交付申請(予約を含む)の受付期間であっても、予算の上限に達し次第、受付終了となります。

※予算の執行状況に応じて申請受付を締め切る場合、交付申請日が当該締め切り日に近い交付申請について、補助額から減じて補助金を支払う場合があります。

※一括申請、ワンストップ申請(戸別)の交付申請開始については予定が決まり次第公表いたします。

②手続きの時期 : 工事の完了・住宅の引渡し以降 または 工事発注者(共同事業者)による 補助対象製品の利用開始のいずれか早い方

※次ページへ続く

③交付申請(戸別申請)に必要な書類

交付申請には、以下のすべての書類を提出します。

書類は、本ポータル上にスキャンデータをアップロードすることで提出します。

ただし、交付申請の予約を行っている場合、予約時に提出済みの書類の再提出は不要です。

凡例： ●=必須
○=該当する場合に提出

書類名称	提出	スキャン	参照ページ
給湯省エネ2026事業 共同事業実施規約	●	白黒可	P42
工事請負契約書(原契約)* ¹	●	白黒可	P43～44
製品型番(型式)が確認できる書類(設置台数分)	●	白黒可	P45～46
工事【前】写真(設置台数分)* ²	●	カラー	P47～49
工事【後】写真(設置台数分)	●	カラー	P47～49
工事発注者の本人確認書類(法人の場合は担当者の本人確認書類)	●	白黒可	P50～51
《性能要件適合のために台所リモコンまたは無線LANアダプターの設置が必要な場合》			
台所に設置したリモコンの型番(型式)* ³ または無線LANアダプターの型番(型式)が確認できる消費者納品書	○	白黒可	P52
《台所リモコンの場合》			
工事【後】写真* ⁴ (設置台数分)	○	カラー	P53
《無線LANアダプター/リモコンの組み込み製品の場合》			
工事【中】写真* ⁴ (設置台数分)	○	カラー	P54
《無線LANアダプター/リモコンと別に設置する製品の場合》			
工事【後】写真* ⁴ (設置台数分)	○	カラー	P54
《工事発注者が法人の場合》			
法人の实在確認ができる書類	○	白黒可	P55
《エネルギー小売業者が申請を代行する場合》			
工事発注者とのエネルギー販売契約が確認できる書類	○	白黒可	P55
《性能加算を申請する場合》			
性能加算要件の適合が確認できる書類 (次ページに記載)	○	-	P56
《電気蓄熱暖房機・電気温水器の撤去による加算を申請する場合》			
撤去加算要件の適合が確認できる書類 (次ページに記載)	○	-	P57～61

*1 給湯器の導入を決めた契約書。撤去関係について加算申請する場合は、原則該契約に含まれていること。

*2 工事【前】写真を撮り忘れた、撮影日が確認できない等の場合、原則、補助対象になりません。
1事業者1申請に限り、『工事【前】写真・提出免除依頼書(給湯器用)』の提出により、工事【前】写真の提出が免除されます。
(詳細はP73参照)

*3 または本体とのセット型番

*4 台所リモコン、無線LANアダプターの型番(型式)が確認できる写真

※申請内容に応じて、事務局から追加書類を求められることがあります。

※**提出書類の画像が粗く、内容の確認が難しい場合、不備となる場合があります。**ご注意ください。

※一括申請については、「建物の不動産登記事項証明書」の提出が必要です。詳しくはP68をご参照ください。

※次ページへ続く

④加算要件における提出書類

【性能加算に該当する場合】

一部のハイブリッド給湯機について、性能加算を受けるためには、追加の写真の提出が必要です。
書類は本ポータル上にスキャンデータをアップロードすることで提出します。

凡例：●=必須
○=該当する場合に提出

書類名称	提出	スキャン	参照ページ
＜性能加算要件適合のために貯湯ユニットの設置が必要な場合*1＞			
貯湯ユニットの銘板写真*2	○	カラー	P56
工事【後】写真*3(設置台数分)	○	カラー	P56

*1 リンナイ製のハイブリッド給湯機のみ該当

*2 貯湯ユニットの製品型番(型式)、製品番号(シリアル)、製造年月が確認できること

*3 「給湯器本体の工事【後】写真」で貯湯ユニットの設置も確認できる場合は、同じ写真の提出でも可

【撤去加算に該当する場合】

補助対象製品の設置に合わせて、既存住宅のリフォーム工事*4で電気蓄熱暖房機または電気温水器の撤去による補助額の加算を受ける場合、以下に記載する書類の提出が必要です。
書類はポータル上にスキャンデータをアップロードすることで提出します。

凡例：●=必須
○=該当する場合に提出

書類名称	提出	スキャン	参照ページ
＜補助対象製品の設置に合わせて電気蓄熱暖房機を撤去した場合＞			
撤去工事の契約書*5(原契約)	○	白黒可	P57
撤去【中】写真*6(撤去台数分)	○	カラー	P58～59
撤去【後】写真(撤去台数分)	○	カラー	P58～59
＜補助対象製品の設置に合わせて電気温水器を撤去した場合＞			
撤去工事の契約書*7(原契約)	○	白黒可	P59
撤去【前】写真*8(撤去台数分)	○	カラー	P60
撤去【後】写真*8(撤去台数分)	○	カラー	P60
撤去する電気温水器の銘板写真*9	○	カラー	P61

*4 リフォーム工事で、補助対象製品の設置に伴い、2025年11月28日以降に撤去するものに限り(みらいエコ住宅2026事業において高効率給湯器の補助を受ける場合、撤去による加算は受けられません)。また、補助対象製品の設置の交付申請時(交付申請の予約を含む)に合わせて申請する必要があります。

*5 補助対象製品設置の工事請負契約に含まれる場合は同じものを提出。契約書(明細書でも可)において「電気蓄熱暖房機の撤去」が確認できること。

*6 レンガと中の構造が確認できるもの。

*7 補助対象製品設置の工事請負契約に含まれる場合は同じものを提出。

*8 新しく導入する給湯器の設置場所と同一の場合は、「給湯器本体の工事【前】および【後】写真」と同じ写真の提出でも可。

*9 銘板の文字が消える等により、電気温水器であることが確認できない場合、配管の本数が確認できる写真または保証書を提出。

※撤去工事を、補助対象製品の導入工事を行う事業者とは別の事業者が発注(分離発注)する場合は、補助対象製品の導入工事を行う事業者がすべての手続き、受領および還元等を代表して行う必要があります。(同じ事業者が補助対象製品の導入工事と撤去工事を分けて発注する場合は、分離発注にはあたりません。通常の交付申請等の手続きを行ってください)(詳細はP71～72参照)

※次ページへ続く

4-12 実績報告(兼、請求)/ 補助金額の確定・交付(振込)

事務局は、交付決定を行った補助事業について、給湯省エネ事業者の指定口座に振込を行います。
(当月20日頃までに交付決定を行った交付申請は、翌月末日振込予定)

補助要件を満たさない変更(契約の解除等)が生じた場合、交付決定通知に記載された「取下げ期日」までに、交付決定の取下げを行う必要があります。交付決定の取下げが行われない場合は、補助事業の実績報告(兼、補助金の請求)がなされたものとして取り扱います。当該実績報告に基づき、補助金を確定し、振込を行います。

給湯省エネ事業者は、予め「共同事業実施規約」において両者で同意した方法により、共同事業者に還元します。

還元方法が「現金で支払う方法」の場合、給湯省エネ事業者は補助金の交付から遅くとも2ヶ月以内に共同事業者への還元を完了することが必要です。

振込にあたっては、事前に担当者アカウントの利用者にメールで通知します。
(統括アカウントの利用者または口座に設定された経理担当者に、口座単位の振込明細を郵送します)

給湯省エネ事業者は、本ポータル上で『実績報告書(兼、請求書)』(様式5)と『交付額確定通知書』(様式6)がダウンロード可能となります。

《実績報告書(兼、請求書)のイメージ》

給湯省エネ 2026 事業補助金
(様式5)

給湯省エネ 2026 事業補助金 申請書 (兼、請求書)

給湯省エネ 2026 事業補助金 実績報告書 (兼、請求書)

本事業の交付決定及び交付申請の可否等に基づき、交付決定を受けた補助事業が完了したことを通知します。

また、給湯省エネ 2026 事業補助金は、本報告書に基づき、交付すべき補助金の額を確定したとき、且、期間満了の日から起算して、当該補助金を給湯省エネ 2026 事業補助金の請求書として、以下のとおり請求します。

【補助事業者】

登録事業者番号	XXXXXXXXXX
補助事業者名	給湯省エネ株式会社
代表者名	代表取締役
氏名	代表取締役
姓	代表取締役
名	代表取締役
住所	〒100-0000 東京都千代田区千代田 1-1-1
電話番号	03-XXXX-XXXX
メールアドレス	example@example.com

【交付決定】

交付決定番号	XXXXXXXXXX
交付決定日	令和6年09月01日
補助金額	1,000,000円
補助対象期間	令和6年09月01日～令和6年09月31日
補助対象種別	1,000,000円
実績報告期間	令和6年09月01日～令和6年09月31日
(交付決定額)	(1,000,000円)

【請求内容】

請求額	交付すべき補助金の確定した、事務局が確定した金額とする
請求先	交付申請時に指定した銀行口座

【注意事項】

1. 交付決定後、交付決定した補助金の額が確定し、事務局が確定した金額とする。

《交付額確定通知書のイメージ》

給湯省エネ 2026 事業補助金
(様式6)

給湯省エネ 2026 事業補助金 交付額確定通知書

給湯省エネ 2026 事業補助金

交付決定済みの本補助金(給湯省エネ 2026 事業補助金)は、本事業の交付決定及び交付申請の可否等に基づき、以下のとおり確定したことを通知します。

【補助事業者】

登録事業者番号	XXXXXXXXXX
補助事業者名	給湯省エネ株式会社
代表者名	代表取締役
氏名	代表取締役
姓	代表取締役
名	代表取締役
住所	〒100-0000 東京都千代田区千代田 1-1-1
電話番号	03-XXXX-XXXX
メールアドレス	example@example.com

【交付決定】

交付決定番号	XXXXXXXXXX
交付決定日	令和6年09月01日
補助金額	1,000,000円
補助対象期間	令和6年09月01日～令和6年09月31日
補助対象種別	1,000,000円
実績報告期間	令和6年09月01日～令和6年09月31日
(交付決定額)	(1,000,000円)

【請求内容】

請求額	交付すべき補助金の確定した、事務局が確定した金額とする
請求先	交付申請時に指定した銀行口座

【注意事項】

1. 交付決定後、交付決定した補助金の額が確定し、事務局が確定した金額とする。

交付決定後であっても、申請内容または共同事業者から補助金の取り扱いについて疑義等が発生した場合、当該調査の間、交付額確定および補助金の交付(振込)を保留することがあります

4-13 書類の保管

給湯省エネ事業者である施工業者は、本事業の関連書類について、本事業の交付を受けた年度終了後5年間、以下の書類については保存が必要です。
(本事業は、会計検査院による検査の対象になる場合があります。書類の保管はデータでも問題ありませんが、検査の際に出力を求められることがあります)

No.	書類名称		
1	様式2	交付申請書	手続きの進捗に応じて住宅省エネポータルからダウンロードできます。
2	様式4	交付決定通知書*1	
3	様式5	実績報告書(兼、請求書)	
4	様式6	交付額確定通知書*1	
5	交付申請の 提出書類	給湯省エネ2026事業 共同事業実施規約	
6		工事請負契約書(原契約)	
7		製品型番(型式)が確認できる書類(設置台数分)	
8		工事【前】写真(設置台数分)	
9		工事【後】写真(設置台数分)	
10		工事発注者の本人確認書類(法人の場合は担当者の本人確認書類)	
		《性能要件適合のために台所リモコンまたは無線LANアダプターの設置が必要な場合》	
11		台所に設置したリモコンの型番(型式) または無線LANアダプターの型番(型式)が確認できる消費者納品書	
12		《台所リモコンの場合》 工事【後】写真(設置台数分)	
13		《無線LANアダプター/リモコンの組み込み製品の場合》 工事【中】写真(設置台数分)	
14		《無線LANアダプター/リモコンと別に設置する製品の場合》 工事【後】写真(設置台数分)	
15		《工事発注者が法人の場合》 法人の实在確認ができる書類	
16		《エネルギー小売業者が申請を代行する場合》 工事発注者とのエネルギー販売契約が確認できる書類	
		《性能加算要件適合のために貯湯ユニットの設置が必要な場合》	
17		貯湯ユニットの銘板写真	
18		工事【後】写真(設置台数分)	
		《補助対象製品の設置に合わせて電気蓄熱暖房機を撤去した場合》	
19		撤去工事の契約書(原契約)	
20		撤去【中】写真(撤去台数分)	
21		撤去【後】写真(撤去台数分)	
		《補助対象製品の設置に合わせて電気温水器を撤去した場合》	
22		撤去工事の契約書(原契約)	
23		撤去【前】写真(撤去台数分)	
24		撤去【後】写真(撤去台数分)	
25		撤去する電気温水器の銘板写真	
26		その他、交付申請時に提出を求められた書類	
27		《一括申請の場合》 建物の不動産登記事項証明書	

*1 本事業の交付を受けた共同事業者が確定申告の際に、提出を求められることがあります。必要に応じて共同事業者へ配付してください。(確定申告の詳細は税務署にご確認ください。事務局は書類の再発行には応じられません)

補 足

□ 取得財産等の管理と処分の制限

本事業の補助金の交付を受けた共同事業者は、補助金の交付を受けて取得した補助対象製品について、補助金の振込を受けた後、6年間(法定耐用年数)は国または事務局の承認なく補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、または破棄することができません。

(補助対象製品を設置する住宅を、住宅として販売、譲渡または貸付等を行う場合を除きます)

なお、本事業で交付された補助金は共同事業者へ還元されることから、交付規程第22条第2項に規定する取得財産等管理台帳(取得財産等明細表)の提出は不要とします。



給湯省エネ
2026事業

K2

購入・工事タイプ
既存住宅

戸別・一括 共通版

第5章 添付書類の詳細

本手引き
注釈記号の
扱い

※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

提出書類一覧

	提出			書類名称	スキャン	参照 ページ
	予約あり		予約なし			
	予約時	予約後交付申請	交付申請のみ			
A	●	—	●	給湯省エネ2026事業 共同事業実施規約	白黒可	P42
B	●	—	●	工事請負契約書(原契約)	白黒可	P43～44
C	—	●	●	製品型番(型式)が確認できる書類(設置台数分)	白黒可	P45～46
D	—	●	●	工事【前】写真(設置台数分)	カラー	P47～49
E	—	●	●	工事【後】写真(設置台数分)	カラー	P47～49
F	●	—	●	工事発注者の本人確認書類(法人の場合は担当者の本人確認書類)	白黒可	P50～51
《性能要件適合のために台所リモコンまたは無線LANアダプターの設置が必要な場合》*1						
G	—	○	○	台所に設置したリモコンの型番(型式) または無線LANアダプターの型番(型式)が確認できる消費者納品書	白黒可	P52
H	—	○	○	《台所リモコンの場合》 工事【後】写真(設置台数分)	カラー	P53
I	—	○	○	《無線LANアダプター/リモコンの組み込み製品の場合》 工事【中】写真(設置台数分)	カラー	P54
J	—	○	○	《無線LANアダプター/リモコンと別に設置する製品の場合》 工事【後】写真(設置台数分)	カラー	P54
《工事発注者が法人の場合》						
K	○	—	○	法人の实在確認ができる書類	白黒可	P55
《エネルギー小売業者が申請を代行する場合》						
L	○	—	○	工事発注者とのエネルギー販売契約が確認できる書類	白黒可	P55
《性能加算要件適合のために貯湯ユニットの設置が必要な場合》*1						
M	—	○	○	貯湯ユニットの銘板写真	カラー	P56
N	—	○	○	工事【後】写真(設置台数分)	カラー	P56
《補助対象製品の設置に合わせて電気蓄熱暖房機を撤去した場合》						
O	○	—	○	撤去工事の契約書(原契約)	白黒可	P57
P	—	○	○	撤去【中】写真(撤去台数分)	カラー	P58～59
Q	—	○	○	撤去【後】写真(撤去台数分)	カラー	P58～59
《補助対象製品の設置に合わせて電気温水器を撤去した場合》						
R	○	—	○	撤去工事の契約書(原契約)	白黒可	P59
S	—	○	○	撤去【前】写真(撤去台数分)	カラー	P60
T	—	○	○	撤去【後】写真(撤去台数分)	カラー	P60
U	—	○	○	撤去する電気温水器の銘板写真	カラー	P61

*1 エネファーム、または給湯器本体のみで性能要件を満たしている場合は、追加書類提出の必要はありません。

※●は必須提出書類、○は該当する場合に提出する書類です。

※申請内容に応じて、事務局から追加書類を求めることがあります。

※次ページ以降に記載の **指定様式** は事務局指定様式の書類です。様式は本事業ホームページよりダウンロードできます。

※一括申請については、追加の書類が必要になります。詳しくはP65をご確認ください。

※申請に必要な証明書類の準備に費用がかかることがあります。(事務局が交付申請費用を請求することはありません)

補 足

□ アップロードするファイルについての注意事項

- ◆1ファイルあたり5MB以下としてください。(必要に応じて分割してください)
- ◆ファイル形式はJPEG、GIF、PNG、PDFのいずれかです。
- ◆天地が正しく保存されたファイルを添付してください。(横向き書類は受理されないことがあります)
- ◆文字が鮮明に読めるファイルを添付してください。(不鮮明な書類は受理されないことがあります)
- ◆添付タイプごとにまとめてください。(『共同事業実施規約』と『契約書』を1つのファイルにまとめることは不可)

A

予約時

予約後
交付申請

交付申請
のみ

給湯省エネ2026事業 共同事業実施規約

白黒可

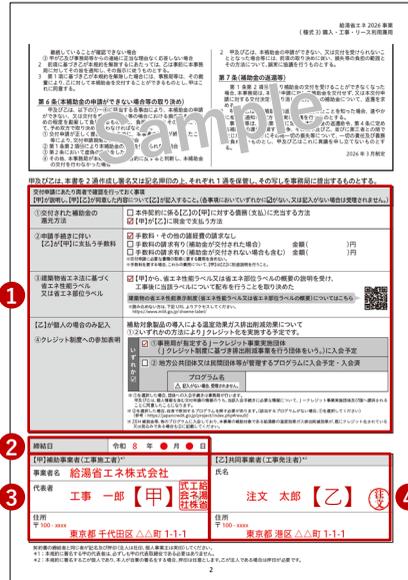
《共同事業実施規約のイメージ》

入手 施工業者(給湯省エネ事業者)

(1枚目)



(2枚目)



確認事項(以下のすべてを満たすこと) ※すべて記載必須項目となります

- 補助金の還元方法のいずれかにチェックがあること
 - 申請手続きに係る【乙】が【甲】に支払う手数料のいずれかにチェックがあること
(手数料の請求有りの場合は金額の記入も必須)
 - 建築物省エネ法に基づく省エネ性能ラベルまたは省エネ部位ラベルについてチェックがあること
- 《補助対象製品を導入する共同事業者が個人である場合》
- J-クレジット制度の参加表明について、以下のいずれかにチェックがあること
 - 事務局が指定するJ-クレジット事業実施団体
(J-クレジット制度に基づき排出削減事業を行う団体をいう)に入会予定
 - 地方公共団体または民間団体等が管理するプログラムに入会予定・入会済
※②をチェックした場合、プログラム名を記入すること。(未記入の場合は不備となります)
- 規約の締結日が記入されていること
- i) 施工業者の事業者名、代表者氏名および住所が記入され、押印(法人印)されていること
ii) 補助事業者【甲】と一致すること
- i) 工事発注者の氏名、住所が記入され、押印(または自筆による署名)されていること
ii) 共同事業者【乙】と一致すること

補 足

共同事業実施規約の記入時における注意点

《共同事業実施規約における【甲】の注意点》

- ◆ 工事請負契約を締結した役職の方が記名・押印してください。
(必ずしも法人の代表者である必要はありません)

《共同事業実施規約における【乙】の注意点》

- ◆ 連名で発注し、契約を締結している場合、要件を満たす代表者が記名・押印してください。
(個人で自筆による署名の場合、押印は不要です)

共同事業実施規約の締結日について

共同事業実施規約は、工事請負契約と同時に締結されることが望ましいですが、やむを得ない場合、工事請負契約と締結日が一致しなくても問題ありません。

【甲】【乙】間での条項の追加について

共同事業実施規約に定めのない事項について両者で合意を行う場合、別途覚書等を取り交わしてください。
(共同事業実施規約は指定の様式であり、補助事業者および共同事業者が変更することはできません)

B

予約時

予約後
交付申請交付申請
のみ

工事請負契約書(原契約)

白黒可

本事業の補助対象製品を導入するリフォーム工事の「工事請負契約書」を提出します。

入手 施工業者(給湯省エネ事業者)

住宅リフォーム
工事請負契約書

この契約書に添付の設計図書、明確の通り工事請負契約を締結する

注文者名(甲) 未来住一部 様 (印)

住 所 ○○県○○市○○0-0-0

TEL. 00-0000-0000 FAX. 00-0000-0000

工事名称 未来住部 断熱改修工事

工事場所 ○○県○○市○○0-0-0

工 期 令和○年○月○日より 令和○年○月○日まで

1. 請負金額 金 00,000,000 円(税込)

2. 工事内訳

工事項目	単 位	単 価	小 計
1. 内装改修	㎡	○○,○○○○	00,000,000
2. 外装改修	㎡	○○,○○○○	00,000,000
3. 断熱	㎡	○○,○○○○	0,000,000
4. その他	㎡	○○,○○○○	0,000,000
5. 諸経費	㎡	○○,○○○○	0,000,000
前号欄		工事補助(税抜)	00,000,000
		消費税	0,000,000
		合 計(税込)	00,000,000

3. 支払方法 前払金() 金 円(税込)
部分払() 金 円(税込)
残工払(工事完了確認後 30 日以内) 金 00,000,000 円(税込)
全 金 円(税込)

請負者名(乙) 株式会社○○工務店

代表者名 ○○ 課長 (印)

住 所 ○○県○○市○○0-0-0 TEL. 00-0000-0000 FAX. 00-0000-0000

※ 請負者(乙)が本事業の補助対象製品を導入し、その取り付けを依頼する工事(いわゆる施主支給や材工分離による工事)は本事業の対象になりません。補助対象製品費用を含めて工事請負契約を締結しているものが対象です。

※ この契約の成立として本書を交付し、当事者が署名または記名押印の上、各自1通を保有する

※ この契約は人別印刷してください。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 工事請負契約の原契約であること
- ② 工事請負契約の締結日の記載があり、着工前であること
- ③ 工事場所の記載があり、リフォーム工事をを行う住宅の所在地と一致すること
- ④ 工事発注者(注文者)の記名・押印があり、共同事業者であること
(個人で記名が自署の場合は押印なしでも可)
- ⑤ 工事請負者(受注者)の記名・押印があり、給湯省エネ事業者であること
* エネルギー小売業者が申請を代行する場合はP70を参照してください。
- ⑥ 以下の項目が確認できること
 - ◆(補助対象製品の導入を含む)リフォーム工事の契約であること
 - ◆工事代金
 * 事務局の求めがない限り、約款や見積明細の提出は必要ありません。

補 足

- 売買契約書による契約の締結について
建設業法が定める工事請負契約に相当する内容を含む契約であれば、売買契約でも問題ありません。
(具体的には、上記②～⑥の項目が確認できる場合は、契約書のタイトルが「売買契約書」でも可)
- 工事場所の記載について
補助対象製品の設置場所住所が未記載、誤記載または現住所のみ記載されている契約書は認められません。
設置場所住所が確認できる契約書の提出が必要です。
また、契約書上の設置場所住所が地番表記されている場合、住居表示と同一であることが確認できる書類を
求める場合があります。
- いわゆる施主支給や材工分離による工事について
リフォーム工事の発注者が補助対象製品を購入し、その取り付けを依頼する工事(いわゆる施主支給や材工分離による
工事)は本事業の対象になりません。補助対象製品費用を含めて工事請負契約を締結しているものが対象です。

補足 ※続き

□ 注文書・注文請書による契約の締結について

工事請負契約を、注文書および注文請書を取り交わすことで締結したリフォーム工事についても対象になります。ただし、それぞれの書類について、以下の確認事項が確認できるものに限ります。なお、契約締結日は注文請書の日付(請負日)とします。

《注文書》

入手 施工業者(給湯省エネ事業者)

注文書

全額 〇〇年 〇〇月 〇〇日
No. 0000000

株式会社 〇〇工務店 御中

以下の通り、注文します。
※お見積り金額の範囲内で、価格が変動するものとします。

注文書 (住所) 〇〇県 〇〇市 〇〇-〇-〇
(会社名) 株式会社 〇〇工務店

工事名 〇〇〇〇改修工事 工期 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

工事場所 〇〇県 〇〇市 〇〇-〇-〇 引 渡 令和〇〇年〇〇月〇〇日

印 額 ¥000000000 支払条件 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

工事概要

No	品名	仕様	数量	単価	金額	備考
1	新築改修工事	式	1	0,000,000	3,000,000	
2	設置工事	式	1	0,000,000	3,000,000	

・備考:

《注文請書(請書)》

入手 工事発注者(共同事業者)

請書

全額 〇〇年 〇〇月 〇〇日
No. 0000000

株式会社 〇〇工務店 御中

以下の通り、ご注文をお願いします。
※お見積り金額の範囲内で、価格が変動するものとします。

注文書 (住所) 〇〇県 〇〇市 〇〇-〇-〇
(会社名) 株式会社 〇〇工務店

工事名 〇〇〇〇改修工事 工期 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

工事場所 〇〇県 〇〇市 〇〇-〇-〇 引 渡 令和〇〇年〇〇月〇〇日

印 額 ¥000000000 支払条件 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

工事概要

No	品名	仕様	数量	単価	金額	備考
1	新築改修工事	式	1	0,000,000	3,000,000	
2	設置工事	式	1	0,000,000	3,000,000	

・備考:

必ずセットで提出

注文者(共同事業者)が給湯省エネ事業者に対して、工事の発注時に発行する書類で、以下のすべてが確認できるものに限ります。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 注文日
- ② 工事場所(=対象住宅の所在地と一致)
* 注文者欄の住所が対象住宅の所在地である場合、省略可能
- ③ 注文者(共同事業者)の署名または記名・押印
- ④ 請負者(給湯省エネ事業者)の事業者名(個人の場合、氏名)
* エネルギー小売業者が申請を代行する場合はP70を参照
- ⑤ 補助対象製品の設置工事を含んだ契約であること
- ⑥ 注文した工事の金額

給湯省エネ事業者が注文者(共同事業者)に対して、工事の受注時に発行する書類で、以下のすべてが確認できるものに限ります。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 請負日(=契約締結日)
- ② 工事場所(=対象住宅の所在地と一致)
- ③ 注文者(共同事業者)の氏名
- ④ 請負者(給湯省エネ事業者)の事業者名(個人の場合、氏名)と押印
* エネルギー小売業者が申請を代行する場合はP70を参照
- ⑤ 注文書に記載された工事の請書であることがわかる記述(書類の管理番号や工事名称等の一致で確認できる等)
- ⑥ 請け負った工事の金額(注文書の金額と一致すること)

□ 分離発注によるリフォーム工事について

複数の補助対象製品を複数の施工業者と契約(分離発注)して設置した場合、それぞれの給湯省エネ事業者が自身の行った工事について交付申請を行います。なお、1つの交付申請の中で要件を満たす必要があります。加算対象となる撤去工事を、給湯器設置工事を行う事業者とは別の事業者が発注(分離発注)する場合は、設置工事を行う事業者がすべての手続きと補助金の受領を代表して行う必要があります。(同じ事業者が給湯器設置工事と撤去工事を分けて発注する場合は、分離発注には当たりません。通常の交付申請等の手続きを行ってください)

□ 工事請負契約(注文書・注文請書を含む)の電子契約について

本事業の補助対象になる工事について、提出される工事請負契約書は電子契約にて締結されたものでも問題ありません。ただし、提出する契約書の紙面上において、確認事項のすべてが確認できることを前提とします。特に以下の事項にご注意ください。

◆ 契約日は提出する契約書上に記載を求めます。

(電子契約システム上のタイムスタンプは、必ずしも契約日に該当しないため不可)

◆ 契約者の署名または押印が契約書上で確認できない場合、電子契約システム上の締結証明画面や管理画面等を求めます。

※ 契約日の記載されない電子契約については、P74～75を参照ください。

C 予約時 予約後
交付申請のみ 製品型番(型式)が確認できる書類(設置台数分) 白黒可

本事業の補助対象製品であることがわかる書類として、製品型番(型式)確認書類を提出していただきます。

写真が不足している場合や必要事項が確認できない場合は補助対象となりません。

忘れずに正しく撮影するよう、ご注意ください。

(大規模改修等の場合も、補助対象となるすべての住戸・製品についての各写真が必要です)

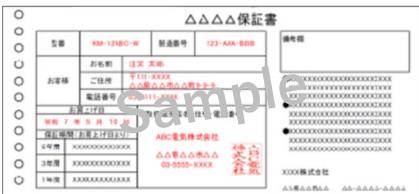
No	補助対象製品	製品型番(型式)確認書類
1	ヒートポンプ給湯機(エコキュート)	保証書
2	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)	銘板ラベルの写真
3	家庭用燃料電池(エネファーム)	銘板ラベルの写真

C-1 ヒートポンプ給湯機(エコキュート)

設置した補助対象製品の保証書(メーカー発行のもの)を提出します。(設置台数分)

入手 施工業者(給湯省エネ事業者)

確認事項(以下のすべてを満たすこと)



① エコキュートの保証書であることがわかること

② 製品型番(型式)がわかること

③ 製品番号(シリアル)が確認できること

④ メーカー名がわかること

⑤ 販売店名がわかること

⑥ お客様名の記載があり、共同事業者(またはその家族等)と一致すること

⑦ お客様住所の記載があること

⑧ お客様電話番号の記載があること

⑨ 購入日の日付がわかること

※保証書において、確認事項の記載がない場合は
銘板ラベルの写真等を追加証憑として求めることがあります。

補 足

□ エコキュートの保証書について

◆メーカー発行の保証書でなければなりません。販売店等が発行する保証書は対象になりません。

◆上記の確認事項の記載がない保証書は対象になりません。(販売店のレシート等では代替できません)

◆メーカー発行であっても、補助対象になる製品型番が記載されない、または複数の型番が併記されており、納品された製品が特定できない場合は、対象になりません。

◆製品型番(型式)や製造番号(シリアル)は印字箇所であり、当該箇所が手書きやシール加工等のある保証書は対象になりません。

印字箇所が薄い場合は、上書きは行わず濃くスキャンしてください。

【重要】 保証書は必ず「原本」を提出してください(コピーへの印字不可)

以下のように、原本への記入ではないと判断された保証書は不備となる場合があります。

保証書は必ず必要事項を記載した**原本**のスキャンデータを提出してください。

◆白紙の保証書をコピーし、後から文字を記入した保証書

◆画像編集ソフトで追記を行った保証書

※次ページへ続く

C-2 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)

設置した補助対象製品の銘板ラベルの写真を提出します。(設置台数分)

入手 施工業者(給湯省エネ事業者)

<input type="radio"/>	メーカー
品名 XXXXXXXXXXXX	
○○○○○○○○○○○○○○	
名称	燃料電池ユニット
種類
形式	XX-XXXXXX
<input type="radio"/>
製造番号	XXXXXX-XXXX
製造業者	○○株式会社

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 【ヒートポンプユニット】の銘板を撮影すること
- ② 製品型番(型式)が確認できること
- ③ 製品番号(シリアル)が確認できること
- ④ 製造年月が確認できること

C-3 家庭用燃料電池(エネファーム)

設置した補助対象製品の銘板ラベルの写真を提出します。(設置台数分)

入手 施工業者(給湯省エネ事業者)

<input type="radio"/>	メーカー	<input type="checkbox"/>	△△ガス
品名 XXXXXXXXXXXX			
○○○○○○○○○○○○○○			
名称	燃料電池ユニット		
種類		
形式	XX-XXXXXX		
<input type="radio"/>		
製造番号	XXXXXX-XXXX		
製造業者	○○株式会社		

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 設置した製品の銘板を撮影すること
 - ◆ 固体酸化物形燃料電池(SOFC)は、【燃料電池ユニット】のみで可
 - ◆ 固体高分子形燃料電池(PEFC)は、【燃料電池ユニット】と【貯湯ユニット】の両方が必要
- ② 製品型番(型式)が確認できること
- ③ 製品番号(シリアル)が確認できること
- ④ 製造年月が確認できること

D 予約時 予約後
交付申請 交付申請のみ 工事【前】写真(設置台数分)

カラー

E 予約時 予約後
交付申請 交付申請のみ 工事【後】写真(設置台数分)

カラー

本事業の交付申請には、補助対象製品の設置前後の工事写真を提出する必要があります。
下の例を参考にして、申請内容に応じて必要な工事【前】工事【後】写真を撮影してください。

写真が不足している場合や必要事項が確認できない場合は補助対象となりません。

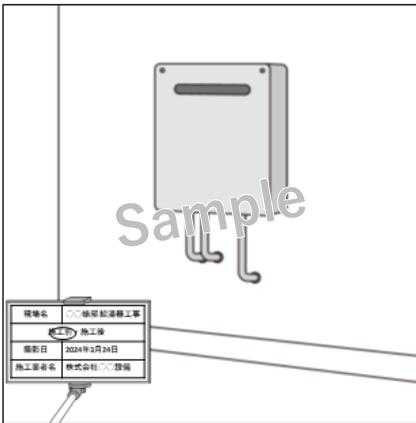
忘れずに正しく撮影するよう、ご注意ください。

(大規模改修等の場合も、補助対象となるすべての住戸・製品についての各写真が必要です)

工事【前】に撮影する写真

従前の給湯器の写真を撮影する必要があります。

入手 施工業者(給湯省エネ事業者)



設置住宅ごとの写真の内容

設置する住宅	工事【前】写真の内容
既存住宅	従前の給湯器の全体が収まるように撮影

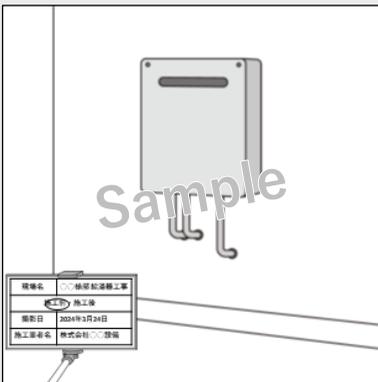
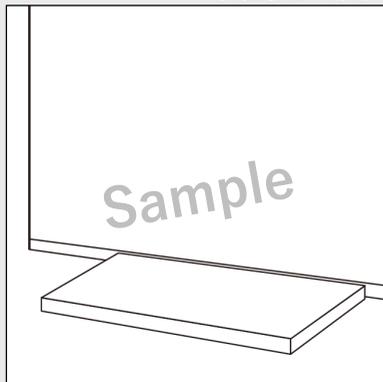
確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 上記の表中に記載されている内容の写真が添付されていること
 - ② 工事看板等を設置し、撮影日が確認できる写真であること
- ≪契約日が2025年11月27日以前の場合のみ≫

補 足

- 従前の給湯器とは異なる場所に新しく導入する補助対象製品を設置する場合(増築等により設備を増設した場合を含む)
従前の給湯器の写真と新しく導入する補助対象製品の設置予定場所の外観全景が確認できる写真の撮影が必要です。
複数枚に分けて撮影しても問題ありません。

≪従前の給湯器≫

≪新しく導入する補助対象製品
の設置予定の場所≫

必ず
両方提出

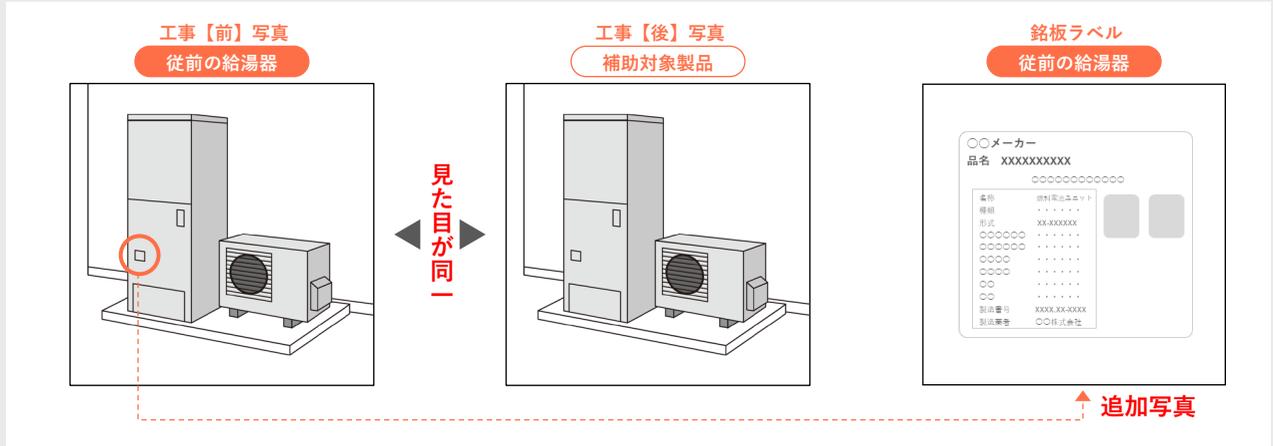
※次ページへ続く

補足 ※続き

□ 従前の給湯器と同メーカーの補助対象製品を導入する場合の注意点

従前の給湯器と新しく導入する補助対象製品の外見が類似し、判別が困難な場合、従前の給湯器における銘板ラベル等の追加写真を求めることがあります。

そのため、従前の給湯器においては、全体写真に加え銘板ラベルも撮影しておくことをおすすめします。



□ 撮影日を入れた工事看板等について

撮影日を入れた工事看板等は、契約日が2025年11月27日以前の場合には必須になります。

契約日と撮影日が2025年11月27日以前である場合は、着工日が2025年11月28日以降であることが確認できる追加書類の提出を求める場合があります。

また、撮影日を入れるものは必ずしも工事看板である必要はありません(手書きの紙でも可)が、撮影後、画像編集により、日付を入れることは認められません。ただし、信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有する電子看板アプリ等を利用し、後で撮影日が検証できるものはこの限りではありません。

□ 工事前写真が提出できない場合について

本事業では、原則として正しい工事前写真の提出ができない場合、補助対象になりません。

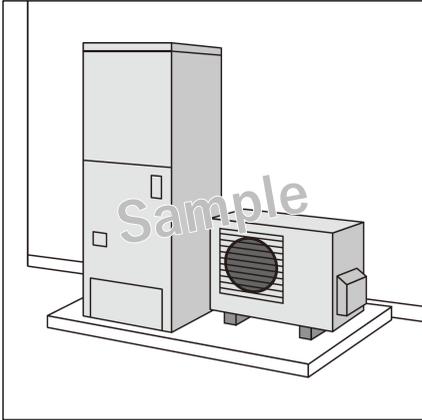
(少なくとも撮影日が確認できない写真を含む)

ただし、1事業者1申請に限り、「工事【前】写真・提出免除依頼書(給湯器用)」の提出により、工事前写真の提出が免除されます。詳細は、P73を参照してください。(事務局が、免除理由が不適切と判断した場合、免除されません)

工事【後】に撮影する写真

新しく導入した補助対象製品の設置場所の写真を撮影する必要があります。
従前の給湯器と同じ場所に設置する場合は、画角や距離を工事【前】写真と合わせるように撮影してください。

入手 施工業者(給湯省エネ事業者)



設置住宅ごとの写真の内容

設置する住宅	工事【後】写真の内容
既存住宅	新しく導入した補助対象製品の設置場所の全体が収まるように撮影

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 上記の表中に記載されている内容の写真が添付されていること

■工事写真撮影アプリをご活用ください

本キャンペーンでは、各事業における交付申請(予約を含む)にて提出が必要となる工事写真を撮影するためのスマートフォン用アプリ「住宅省エネ2026専用・工事写真撮影アプリ」を導入します。

(※リリース時に本キャンペーンのホームページでお知らせします)

本アプリの利用により、以下の《メリット》が期待できます。

《アプリ利用によるメリット》

- ◆ 交付申請にかかる事務作業の効率化
- ◆ 不適切な交付申請の抑止
- ◆ 追加写真提出の依頼や不備訂正の減少
- ◆ 審査日数の短縮

なお、本アプリは無料で利用できます(利用は必須ではありません)。
是非ご活用ください。

F 予約時 予約後交付申請 交付申請のみ 工事発注者の本人確認書類(法人の場合は担当者の本人確認書類) 白黒可

以下1)~4)のいずれかの書類を1つ提出してください。(法人の場合は担当者の本人確認書類を提出)

入手 工事発注者(共同事業者)

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 「氏名」が工事発注者(共同事業者【乙】)であること
- ② 有効期限内のものであること
※1)住民票の発行時期は不問、現況が確認できるものであること

1) 住民票

補 足

- 個票、世帯票のいずれも可
- マイナンバーが記載されていないものを提出(記載がある場合、受付できません)



2) マイナンバーカード

補 足

- 必ず表面のみ提出
※裏面にはマイナンバー・QRが記載されているため、提出しないでください。



3) 運転免許証

補 足

- 運転経歴証明書でも可
- 国際免許証は除く



4) 在留カード または 特別永住者証明書

補 足

- 外国人登録証明書は不可

在留資格があり、
在留期限まで90日以上あるもの

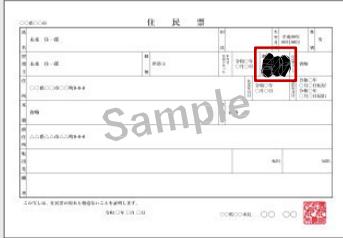
有効期間内のもの

※次ページへ続く

補 足

- マイナンバーが記載されている書類のマスキングについて
提出する書類に個人番号(マイナンバー)が記載されている場合、必ず工事発注者(共同事業者)によるマスキングを行った上で提出してください。

《住民票》



《マイナンバーカード》



マイナンバーカードは
必ず表面のみを提出してください。

※裏面にはマイナンバー・QRが
記載されているため、提出しないでください。

マスキングされていないこれらの書類は、提出されても受付できません

G

予約時

予約後
交付申請交付申請
のみ

《性能要件適合のために台所リモコンまたは無線LANアダプターの設置が必要な場合》

台所に設置したリモコンの型番(型式)
または無線LANアダプターの型番(型式)が確認できる消費者納品書

白黒可

ヒートポンプ給湯機(エコキュート)やハイブリッド給湯機の性能要件適合のために台所リモコンや無線LANアダプターが必要となる場合は、**補助対象製品を納品した施工業者(給湯省エネ事業者)が発行した共同事業者宛の納品書を提出してください。**

入手 施工業者(給湯省エネ事業者)

《納品書のイメージ》

納品書				
給湯 一郎		No. 0000055555		
様		発行日: 令和6年6月22日		
下記の通り、納品申し上げます。		<input type="checkbox"/> X 建材設備株式会社		
納品日	令和6年6月15日			
納品場所	給湯一郎邸(東京都千代田区〇X〇〇〇〇)			
メーカー	品名	型番	数量	備考
〇Xガス	高効率給湯機	AAAAZZZZZZ200	1台	
	台所リモコン	AAAAZZZZZZ2001	1台	
	無線LANアダプター	BBBBYYYYY2020	1台	

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

《台所リモコンの場合》

- ①書類が納品書であること
- ②納品先住所が対象住宅の住所と一致すること
- ③納品事業者名が施工業者(給湯省エネ事業者)であること
※エネルギー小売業者が申請を代行する場合はP70を参照してください。
- ④製品名の記載が確認できること
- ⑤製品型番(型式)もしくはセット型番の記載があること
- ⑥台数の記載があること
- ⑦納品日の記載があること

《無線LANアダプターの場合》

- ①書類が納品書であること
- ②納品先住所が対象住宅の住所と一致すること
- ③納品事業者名が施工業者(給湯省エネ事業者)であること
※エネルギー小売業者が申請を代行する場合はP70を参照してください。
- ④製品名の記載が確認できること
- ⑤製品型番(型式)の記載があること
- ⑥台数の記載があること
- ⑦納品日の記載があること

補 足

□ 本事業用の納品書について

高効率給湯器メーカーが本事業用の納品書を準備している場合があります。当該書類については、上記に例示した納品書の代替書類として扱います。(詳細は各メーカーのホームページを確認、または直接メーカー窓口までお問い合わせください)

H

予約時

予約後
交付申請

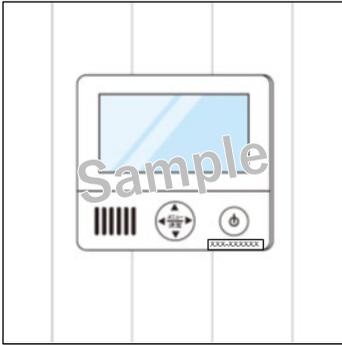
交付申請
のみ

《性能要件適合のために台所リモコンまたは無線LANアダプターの設置が必要な場合
台所リモコンの場合》
台所リモコンを設置したことがわかる 工事【後】写真（設置台数分）

カラー

台所に設置したリモコンの型番(型式)が確認できる工事【後】写真を提出してください。

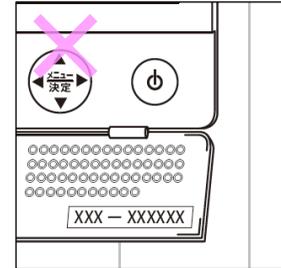
入手 施工業者(給湯省エネ事業者)



確認事項
(以下のすべてを満たすこと)

- ① 製品型番(型式)が確認できること
- ② 設置された製品全体が確認できること

※以下のような写真の場合
不備となります。



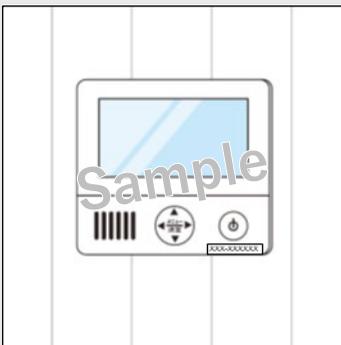
リモコンの全体が見えない

補 足

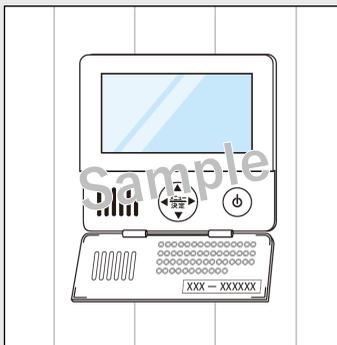
□ 台所リモコンの撮影における注意事項

各メーカーの機種ごとに、製品型番(型式)が印字されている箇所は異なります。
リモコンの製品型番(型式)が確認できるように撮影を行ってください。

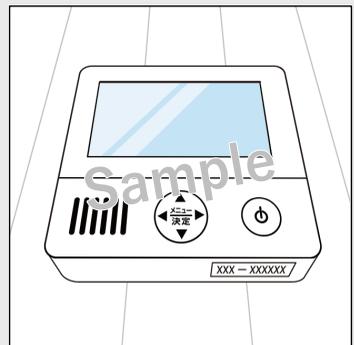
《表面に印字》



《フタ内側に印字》



《底面に印字》



《重要》 工事写真の流用または偽造等の不適切な行為について

同一の工事写真(工事前後、リモコンもしくは無線LANアダプター等)の流用または偽造に限らず、不適切な行為については、故意か故意ではないかを問わず、本事業の事業者登録規約 第9条に基づき、厳正に対処します。

具体的には、

- ◆ 本事業における登録事業者の資格停止
- ◆ 住宅省エネ2026キャンペーンの他事業における登録事業者の停止
- ◆ 不適切な行為を行った事業者としての公表
- ◆ 不適切な行為があった交付申請の一部または全部について、受付の却下、交付決定の取り消し、補助金の不交付または交付の一時停止、交付済の補助金の返還請求(加算金を含む)
- ◆ 他の交付申請の一部または全部について、受付の却下、交付決定の取り消し、補助金の不交付または交付の一時停止、交付済の補助金の返還請求(加算金を含む)

等の対応を行うことがあります。

交付申請にあたっては、不適切な行為と誤解されないよう、提出書類を含めた申請内容に誤りがないことを十分確認の上、提出を行ってください。

I 予約時

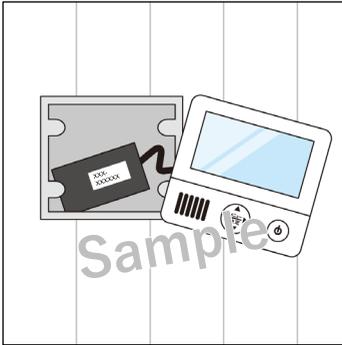
予約後
交付申請交付申請
のみ

《性能要件適合のために台所リモコンまたは無線LANアダプターの設置が必要な場合
無線LANアダプター/リモコンの組み込み製品の場合》
無線LANアダプターを設置したことがわかる 工事【中】写真（設置台数分）

カラー

無線LANアダプターを設置したことが確認できる工事【中】写真を提出してください。

入手 施工業者(給湯省エネ事業者)



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 製品型番(型式)が確認できること
- ② 設置された製品全体が確認できること

※台所リモコンとの接続後(工事中)に撮影、
または工事後にリモコンを外して撮影しても可。

J 予約時

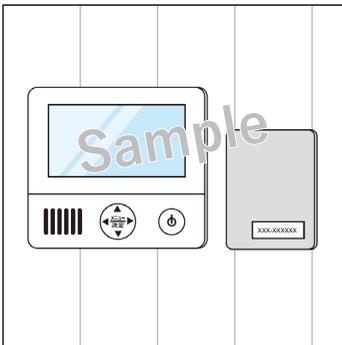
予約後
交付申請交付申請
のみ

《性能要件適合のために台所リモコンまたは無線LANアダプターの設置が必要な場合
無線LANアダプター/リモコンと別に設置する製品の場合》
無線LANアダプターを設置したことがわかる 工事【後】写真（設置台数分）

カラー

無線LANアダプターを設置したことが確認できる工事【後】写真を提出してください。

入手 施工業者(給湯省エネ事業者)



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 製品型番(型式)が確認できること
- ② 設置された製品全体が確認できること

※壁に取り付けた後(工事後)に撮影。
※必ずしも壁に設置されている必要はありません。

K

予約時 予約後 交付申請 交付申請のみ

《工事発注者が法人の場合》
法人の实在確認ができる書類

白黒可

「商業登記の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書」もしくは「法人印の印鑑証明書」のいずれかを提出してください。

入手 工事発注者(共同事業者)

《商業登記の現在事項全部証明書*1
または履歴事項全部証明書*1》

《法人印の印鑑証明書*2》



確認事項

- ① 「商号」が工事発注者の会社名と一致すること

*1 登記情報提供サービスの出力
やキャプチャでも可。

*2 発行元の記載、押印があること

L

予約時 予約後 交付申請 交付申請のみ

《エネルギー小売業者が申請を代行する場合》
工事発注者とのエネルギー販売契約が確認できる書類

白黒可

エネルギー小売業者が交付申請の手続きを行う場合は、工事発注者とのエネルギー販売契約が確認できる書類(エネルギー利用料金の請求書、領収書、使用量通知等)を提出してください。

※エネルギー小売業者が交付申請を行う際の詳細はP70参照

入手 工事発注者(共同事業者)



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① エネルギー小売業者の名称が、給湯省エネ事業者と一致すること
- ② エネルギー利用者の住所が表示されており、対象住宅の住所と一致すること

補 足

- エネルギー小売業者との契約者について
電気・ガスの供給契約の名義は、必ずしも工事発注者(共同事業者)である必要はありません。(家族等も可)

M

予約時

予約後
交付申請

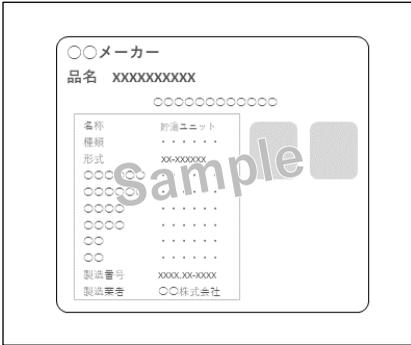
交付申請
のみ

《性能加算要件適合のために貯湯ユニットの設置が必要な場合》
貯湯ユニットの銘板写真

カラー

貯湯ユニットの型番(型式)がわかる銘板ラベルの写真を提出してください。

入手 施工業者(給湯省エネ事業者)



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 設置した貯湯ユニットの銘板ラベルであること
- ② 製品型番(型式)が確認できること
- ③ 製品番号(シリアル)が確認できること
- ④ 製造年月が確認できること

N

予約時

予約後
交付申請

交付申請
のみ

《性能加算要件適合のために貯湯ユニットの設置が必要な場合》

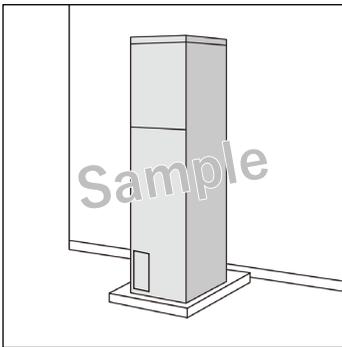
貯湯ユニットを設置したことがわかる 工事【後】写真(設置台数分)

カラー

貯湯ユニットを設置したことが確認できる工事【後】写真を提出してください。

入手 施工業者(給湯省エネ事業者)

《貯湯ユニット単体の例》

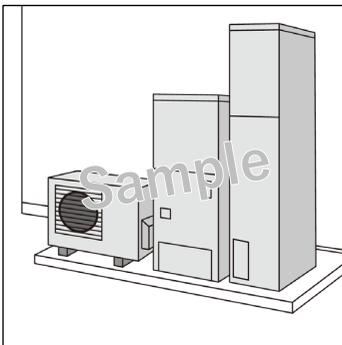


確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 追加した貯湯ユニットの全体が確認できること

※追加された貯湯ユニットと給湯器本体が一体的に設置されている場合は、すべての製品が確認できること。
(「給湯器本体の工事【後】写真」で貯湯ユニットの設置も確認できる場合は、同じ写真の提出でも可)

《給湯器本体を含む例》



P

予約時

予約後
交付申請交付申請
のみ

《補助対象製品の設置に合わせて電気蓄熱暖房機を撤去した場合》
撤去【中】写真(撤去台数分)

カラー

Q

予約時

予約後
交付申請交付申請
のみ

《補助対象製品の設置に合わせて電気蓄熱暖房機を撤去した場合》
撤去【後】写真(撤去台数分)

カラー

電気蓄熱暖房機の撤去中および撤去後の工事写真を提出してください。
下記の例を参考にして、撤去【中】撤去【後】写真を撮影してください。

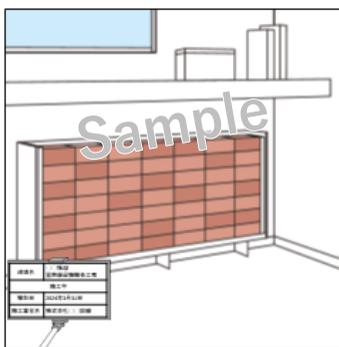
写真が不足している場合や必要事項が確認できない場合は補助対象となりません。

忘れずに正しく撮影するよう、ご注意ください。

(大規模改修等の場合も、補助対象となるすべての住戸・製品についての各写真が必要です)

撤去【中】に撮影する写真

入手 施工業者(給湯省エネ事業者)



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

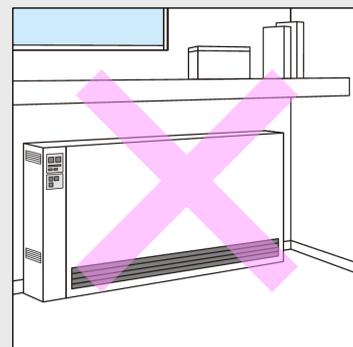
- ①レンガと中の構造が確認できること

《撤去工事の契約日が2025年11月27日以前の場合のみ》

- ②工事看板等を設置し、撮影日が確認できる写真であること

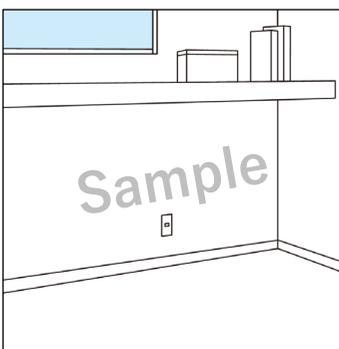
補 足

- レンガと中の構造が確認できない写真について
前面パネルが着いたままの状態の写真は蓄熱材のレンガと中の構造が確認できません。電気蓄熱暖房機の撤去加算申請においては左記図のとおり前面パネルを外したレンガと中の構造が確認できる撤去中写真の提出が必要です。



撤去【後】に撮影する写真

入手 施工業者(給湯省エネ事業者)



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ①撤去【中】と同じ画角で撮影された写真であること

※次ページへ続く

補 足

- **工事看板等の撮影日について**
撮影日付は、必ずしも工事看板である必要はありません。(手書きの紙等でも可)
また、撮影後、画像編集により、日付を入れることは認められません。ただし、信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有する電子看板アプリ等を利用し、後で撮影日が検証できるものはこの限りではありません。
- **いわゆるスラブヒーター(床下蓄熱暖房機)の撤去について**
本事業ではスラブヒーターも蓄熱暖房機として取り扱い、その撤去に補助を行います。
ただし、戸建住宅であっても1住戸につき1台を上限とします。
(スラブヒーター1台と電気蓄熱暖房機1台を撤去する場合は、計2台で申請可)
- **いわゆるスラブヒーター(床下蓄熱暖房機)の写真について**
スラブヒーターの撤去では、以下の写真をそれぞれ提出してください。
 - ◆工事【中】写真(配線や分電盤の撤去途中であることがわかる写真)
 - ◆工事【後】写真(配線や分電盤が撤去されたことがわかる写真)

R

予約時
予約後
交付申請
交付申請
のみ

◀補助対象製品の設置に合わせて電気温水器を撤去した場合▶
撤去工事の契約書(原契約)

白黒可

電気温水器を撤去する工事の契約書を提出します。

「B 工事請負契約書」に電気温水器の撤去工事が含まれる場合は、同一の契約書を提出、
「B 工事請負契約書」に撤去工事が含まれない場合は、電気温水器を撤去する工事のみの契約書を提出してください。

入手 施工業者(給湯省エネ事業者)

令和〇年〇月〇日

収入印紙 (印)

住宅リフォーム
工事請負契約書

この契約書に添付の設計図書、明細の通り工事請負契約を締結する

注文者(甲) 住居 太郎 様 (印)

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇

TEL. 00-0000-0000 FAX. 00-0000-0000

工事名称 住居棟部 電気温水器撤去工事

工事場所 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇

工 期 令和〇年〇月〇日より 令和〇年〇月〇日まで

1. 請負金額 金 000,000 円(税込)

2. 工事内訳

工事項目	備 考(仕様)	小 計
1. 電気温水器撤去	〇〇〇〇〇〇〇〇	000,000
2. 電気温水器撤去	〇〇〇〇〇〇〇〇	000,000
備考欄	工事価格(税込)	000,000
	消費税	00,000
	合 計(税込)	000,000

3. 支払方法

前払金() 金 _____ 円(税込)

部分払() 金 _____ 円(税込)

竣工払(工事完了確認後 30 日以内) 金 000,000 円(税込)

金 _____ 円(税込)

請負者(乙) 株式会社 〇〇工務店

代表者名 〇〇 建夫 (印)

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇 TEL. 00-0000-0000 FAX. 00-0000-0000

* 建築費: 工事用の電気、水道、ガスについては、お客様ご自身の申請をさせていただきます。また本工事は税金と関係のない関係に
ます。施工前、竣工後工事現場に立寄らない限り関係ありません。ご了承ください。

■ この契約の証として本書と2通を作成し、当事者が署名または捺印の上、各自1通を保存する
※この書類は大切に保管してください。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 撤去工事契約の原契約であること
- ② 撤去工事契約の締結日の記載があり、着工前であること
- ③ 撤去工事場所の記載があり、
リフォーム工事を行う住宅の所在地と一致すること
- ④ 工事発注者(注文者)の記名・押印があり、共同事業者であること
(記名が自署の場合は押印なしでも可)
- ⑤ 工事請負者(受注者)の記名・押印があり、
給湯省エネ事業者であること
※エネルギー小売業者が申請を代行する場合はP70を参照してください。
※撤去工事を、補助対象製品設置工事を行う施工業者とは別の事業者と
契約(分離発注)した場合はP71~72を参照してください。
- ⑥ 以下の項目が確認できること
 - ◆撤去工事の契約であること
 - ◆工事代金

S

予約時

予約後
交付申請交付申請
のみ

《補助対象製品の設置に合わせて電気温水器を撤去した場合》
撤去【前】写真(撤去台数分)

カラー

T

予約時

予約後
交付申請交付申請
のみ

《補助対象製品の設置に合わせて電気温水器を撤去した場合》
撤去【後】写真(撤去台数分)

カラー

補助対象製品の設置場所と異なる場所に撤去する電気温水器がある場合、撤去前後の工事写真を提出してください。

下記の例を参考にして、撤去【前】撤去【後】写真を撮影してください。

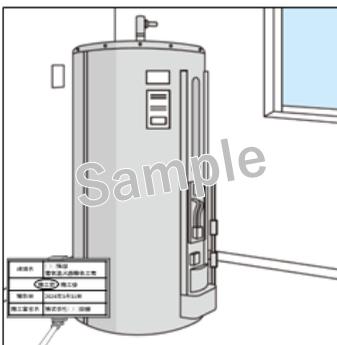
写真が不足している場合や必要事項が確認できない場合は補助対象となりません。

忘れずに正しく撮影するよう、ご注意ください。

(大規模改修等の場合も、補助対象となるすべての住戸・製品についての各写真が必要です)

撤去【前】に撮影する写真

入手 施工業者(給湯省エネ事業者)



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 電気温水器の全体が収まるように撮影された写真であること
(雨除けカバー等で覆われており、電気温水器と判断できないものは不備となる場合があります)

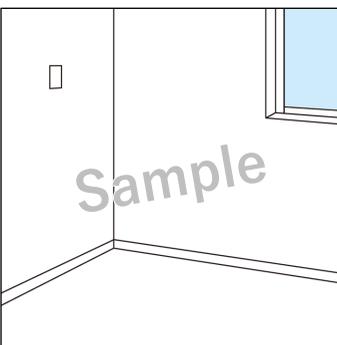
《撤去工事の契約日が2025年11月27日以前の場合のみ》

- ② 工事看板等を設置し、撮影日が確認できる写真であること

※電気温水器の設置場所が、新しく導入する給湯器の設置場所と同一の場合に限り、撤去【前】写真を「給湯器本体の工事【前】写真」としてご提出いただくことが可能です。

撤去【後】に撮影する写真

入手 施工業者(給湯省エネ事業者)



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 撤去【前】と同じ画角で撮影された写真であること

※新しく導入する給湯器の設置場所が、電気温水器の設置場所と同一の場合に限り、給湯器本体の工事【後】写真を「撤去【後】写真」としてご提出いただくことが可能です。

補 足

□ 工事看板等の撮影日について

撮影日付は、必ずしも工事看板である必要はありません(手書きの紙等でも可)。

また、撮影後、画像編集により、日付を入れることは認められません。ただし、信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有する電子看板アプリ等を利用し、後で撮影日が検証できるものはこの限りではありません。

U

予約時

予約後
交付申請

交付申請
のみ

＜補助対象製品の設置に合わせて電気温水器を撤去した場合＞
撤去する電気温水器の銘板写真

カラー

撤去する電気温水器であることが確認できる銘板ラベルの写真を提出してください。

入手 施工業者(給湯省エネ事業者)



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ①撤去した製品の銘板ラベルであること
- ②電気温水器であることが確認できること
- ③製品型番(型式)が確認できること

補 足

□ 銘板ラベルの文字が読み取れない場合について

経年劣化等により銘板の文字が消えている等、電気温水器であること、または製品型番(型式)が確認できない場合は、以下に記載する1)、2)のいずれかの代替書類を提出してください。

書類名	確認事項
1) 配管の本数が確認できる写真	<ol style="list-style-type: none"> ①撤去した製品の写真であること ②配管の本数が確認できること(給水口、給湯口、風呂行きおよび戻り口等の配管)
2) 保証書	<ol style="list-style-type: none"> ①撤去した製品の保証書であることがわかること ②製品型番の記載があること ③メーカー名の記載があること ④販売店名の記載があること ⑤お客様名が工事発注者と一致すること ⑥お客様住所の記載があること ⑦お客様電話番号の記載があること ⑧購入日の記載があること



給湯省エネ
2026事業

K2

購入・工事タイプ
既存住宅

戸別・一括 共通版

第6章 一括申請の詳細

一括申請

本手引き
注釈記号の
扱い

※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

一括申請による補助対象や交付申請等の手続きは、戸別申請と概ね共通です
本章では、戸別申請との違いと注意点についてまとめています

6-1 一括申請とは

本事業において、一括申請とは、給湯省エネ事業者(施工業者)が、マンション等の管理組合や全住戸の所有者(工事発注者)からの委託を受けて、同一建物内で複数の居住用の住戸に対して補助対象製品の設置を行い、その交付申請にかかる手続きを一括して行うことをいいます。

管理組合または全住戸の所有者が行う **設置工事が複数の建物(棟)にわたる場合、交付申請は建物(棟)ごとに行います。**

6-2 補助対象になる方

以下の①②を満たす方が、補助対象者(共同事業者)になります。

なお、戸別申請とは異なり、一括申請ではJ-クレジット制度への参加表明を求めません。

①補助対象製品を設置する共同住宅等の全住戸の所有者等^{*1*2} または 共同住宅等の管理組合^{*3}

*1 個人、法人を問いません。

*2 買取再販事業者は対象になりません。

*3 建物の区分所有等に関する法律第3条に規定される区分所有者の団体をいいます。
法人格の有無は問いません。(管理組合法人を含みます)

以下の書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
<工事発注者が個人の場合> 工事発注者の本人確認書類 * 法人格を有しない管理組合の場合は、 理事長の本人確認書類等	(予約時) 交付申請時	工事請負契約書の工事発注者と同一であること	P50~51
<工事発注者が法人または管理組合法人の場合> 法人の实在確認ができる書類 (商業法人登記の写し等) および法人担当者の本人確認書類			P55 P50~51

②給湯省エネ事業者と工事請負契約^{*4}を締結し、 本事業の補助対象製品を購入して、既存住宅に設置する方

*4 工事請負契約書(原契約)の提出が必要です。

建設業法が定める工事請負契約に相当する内容を含む契約であれば、注文書・請書、売買契約書でも問題ございません。

以下の書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
工事請負契約書(原契約)	(予約時) 交付申請時	工事発注者が住宅の所有者等、 請負者が給湯省エネ事業者であること	P43~44

補 足

□ 複数棟のマンションを一括契約でリフォームする場合について

管理組合または全住戸の所有者が行うリフォーム工事が複数の建物(棟)にわたる場合、
交付申請は建物(棟)ごとに行ってください。

複数棟のリフォームについて1つの工事請負契約書で締結している場合は、それぞれの交付申請にその工事請負契約書のコピーを添付してください。不動産登記事項証明書は、各棟の登記をそれぞれ添付してください。

6-3 補助額・補助上限

補助上限については、以下 a) b) のとおりです。

a) 補助上限

1 住戸につき**補助対象製品*1**いずれか**1台** × **総戸数** を上限とします。

*1 補助対象製品の詳細と各補助対象製品の補助額については、P21～25を参照してください。

b) 複数回行うリフォーム工事

同一住戸に複数回のリフォーム工事で補助対象製品の設置を行う場合、補助上限の範囲内で申請を行うことができます。ただし、それぞれの申請で要件を満たす必要があります。

※共同住宅等の各住戸の補助上限は、1台までです。(戸別申請、一括申請を問わず1回まで申請できます)

6-4 予約の有効期間

一括申請の場合、交付申請の予約の有効期間は、**提出日によらず2026年12月31日まで**となります。有効期間を超過した予約は、交付申請の状況によらず失効します。(事前の通知は行いません)

なお、以下の場合は、予約の有効期間を待たずに予約は失効となります。

a) 提出された交付申請の予約を事務局が審査した結果、要件を満たさないとして却下した日

b) 予約承認後、交付申請を提出した日*2

*2 予約後の交付申請により継続して予算は確保されますが、当該交付申請が却下または取り下げされた場合、予算は確保されなくなります。

補 足

□ 補助対象製品の共同使用について

本事業に登録された補助対象製品1台から複数住戸に給湯する場合も、1台に限り補助を受けることができます。交付申請にあたっては、設置された住宅は給湯を受けるいずれかの住戸を申告してください。

6-5 提出書類の詳細

一括申請 提出書類一覧

以下、網掛けした書類は戸別申請と共通の提出書類です。

各書類における必要事項の詳細等は各参照ページ(第5章)をご確認ください。

	提出			書類名	スキャン	参照 ページ
	予約あり		予約なし			
	予約時	予約後交付申請	交付申請のみ			
A	●	—	●	給湯省エネ2026事業 共同事業実施規約	白黒可	P42
B	●	—	●	工事請負契約書(原契約)	白黒可	P43~44
C	—	●	●	製品型番(型式)が確認できる書類(設置台数分)	白黒可	P45~46
D	—	●	●	工事【前】写真(設置台数分)	提出方法の補足	カラー P66~67
E	—	●	●	工事【後】写真(設置台数分)	提出方法の補足	カラー P66~67
F	●	—	●	工事発注者の本人確認書類(法人の場合は担当者の本人確認書類)	白黒可	P50~51
V	●	—	●	建物の不動産登記事項証明書	一括申請のみ必須	白黒可 P68
≪性能要件適合のために台所リモコンまたは無線LANアダプターの設置が必要な場合≫						
G	—	○	○	台所に設置したリモコンの型番(型式) または無線LANアダプターの型番(型式)が確認できる消費者納品書	白黒可	P52
H	—	○	○	≪台所リモコンの場合≫ 工事【後】写真(設置台数分)	提出方法の補足	カラー P66~67
I	—	○	○	≪無線LANアダプター/リモコンの組み込み製品の場合≫ 工事【中】写真(設置台数分)	提出方法の補足	カラー P66~67
J	—	○	○	≪無線LANアダプター/リモコンと別に設置する製品の場合≫ 工事【後】写真(設置台数分)	提出方法の補足	カラー P66~67
≪工事発注者が法人の場合≫						
K	○	—	○	法人の実在確認ができる書類	白黒可	P55
≪エネルギー小売業者が申請を代行する場合≫						
L	○	—	○	工事発注者とのエネルギー販売契約が確認できる書類	白黒可	P55
≪性能加算要件適合のために貯湯ユニットの設置が必要な場合≫						
M	—	○	○	貯湯ユニットの銘板写真	提出方法の補足	カラー P66~67
N	—	○	○	工事【後】写真(設置台数分)	提出方法の補足	カラー P66~67
≪補助対象製品の設置に合わせて電気蓄熱暖房機を撤去した場合≫						
O	○	—	○	撤去工事の契約書(原契約)	白黒可	P57
P	—	○	○	撤去【中】写真(撤去台数分)	提出方法の補足	カラー P66~67
Q	—	○	○	撤去【後】写真(撤去台数分)	提出方法の補足	カラー P66~67
≪補助対象製品の設置に合わせて電気温水器を撤去した場合≫						
R	○	—	○	撤去工事の契約書(原契約)	白黒可	P59
S	—	○	○	撤去【前】写真(撤去台数分)	提出方法の補足	カラー P66~67
T	—	○	○	撤去【後】写真(撤去台数分)	提出方法の補足	カラー P66~67
U	—	○	○	撤去する電気温水器の銘板写真	提出方法の補足	カラー P66~67

※●は必須提出書類、○は該当する場合に提出する書類です。

※申請内容に応じて、事務局から追加書類を求めることがあります。

補 足

□ アップロードするファイルについての注意事項

- ◆1ファイルあたり5MB以下としてください。(必要に応じて分割してください)
- ◆ファイル形式はJPEG、GIF、PNG、PDFのいずれかです。
- ◆天地が正しく保存されたファイルを添付してください。(横向き書類は受理されないことがあります)
- ◆文字が鮮明に読めるファイルを添付してください。(不鮮明な書類は受理されないことがあります)
- ◆添付タイプごとにまとめてください。
(『共同事業実施規約』と『契約書』を1つのファイルにまとめることは不可)

D	予約時	予約後 交付申請	交付申請 のみ	工事【前】写真(設置台数分)	提出方法の補足	カラー
E	予約時	予約後 交付申請	交付申請 のみ	工事【後】写真(設置台数分)	提出方法の補足	カラー
H	予約時	予約後 交付申請	交付申請 のみ	≪性能要件適合のために台所リモコンまたは無線LANアダプターの設置が必要な場合 台所リモコンの場合≫ 台所リモコンを設置したことがわかる 工事【後】写真(設置台数分)	提出方法の補足	カラー
I	予約時	予約後 交付申請	交付申請 のみ	≪性能要件適合のために台所リモコンまたは無線LANアダプターの設置が必要な場合 無線LANアダプター/リモコンの組み込み製品の場合≫ 無線LANアダプターを設置したことがわかる 工事【中】写真(設置台数分)	提出方法の補足	カラー
J	予約時	予約後 交付申請	交付申請 のみ	≪性能要件適合のために台所リモコンまたは無線LANアダプターの設置が必要な場合 無線LANアダプター/リモコンと別に設置する製品の場合≫ 無線LANアダプターを設置したことがわかる 工事【後】写真(設置台数分)	提出方法の補足	カラー
M	予約時	予約後 交付申請	交付申請 のみ	≪性能加算要件適合のために貯湯ユニットの設置が必要な場合≫ 貯湯ユニットの銘板写真	提出方法の補足	カラー
N	予約時	予約後 交付申請	交付申請 のみ	≪性能加算要件適合のために貯湯ユニットの設置が必要な場合≫ 貯湯ユニットを設置したことがわかる 工事【後】写真(設置台数分)	提出方法の補足	カラー
P	予約時	予約後 交付申請	交付申請 のみ	≪補助対象製品の設置に合わせて電気蓄熱暖房機を撤去した場合≫ 撤去【中】写真(撤去台数分)	提出方法の補足	カラー
Q	予約時	予約後 交付申請	交付申請 のみ	≪補助対象製品の設置に合わせて電気蓄熱暖房機を撤去した場合≫ 撤去【後】写真(撤去台数分)	提出方法の補足	カラー
S	予約時	予約後 交付申請	交付申請 のみ	≪補助対象製品の設置に合わせて電気温水器を撤去した場合≫ 撤去【前】写真(撤去台数分)	提出方法の補足	カラー
T	予約時	予約後 交付申請	交付申請 のみ	≪補助対象製品の設置に合わせて電気温水器を撤去した場合≫ 撤去【後】写真(撤去台数分)	提出方法の補足	カラー
U	予約時	予約後 交付申請	交付申請 のみ	≪補助対象製品の設置に合わせて電気温水器を撤去した場合≫ 撤去する電気温水器の銘板写真	提出方法の補足	カラー

一括申請で提出が必要となる写真の必要事項は戸別申請の場合と変わりません。
(詳細はP47～49、53～54、56、58、60～61参照)

大量の工事を行った場合、一括申請においては「写真台紙」を活用することもできます。

※次ページへ続く

一括申請 写真台紙の活用について

本ポータルでは、工事ごとに工程別(工事前/工事中/工事後)および銘板の写真アップロードする必要があります。

一括申請で大量の工事を行う場合は、写真台紙を使用することができます。

工程別(工事前/工事中/工事後)の写真、および工事ごとの銘板写真を所定の写真台紙に添付し、PDF保存した上で、アップロードしてください。

写真台紙は本事業ホームページよりダウンロードできます。

※複数の大容量写真を貼付すると、画質が粗くなり、必要事項の確認が難しくなることがあります。その場合は、1枚ずつでの提出をお願いすることがあります。

《写真台紙》

給湯省エネ2026事業 | 写真台紙

一括申請用 写真台紙

1. 交付申請では、工程別に写真を提出(アップロード)する必要があります。(1ファイルあたり5MB以下)
2. 工程別にファイル名を付けて作成し、PDFファイルに保存した上でアップロードしてください。
3. 必ず建物名称と部屋番号を入力ください。
4. 工事前写真を貼り付けた場合「提出免除依頼書」を作成の上、アップロードしてください。
5. ただし提出の必須な写真を貼り付けた場合は、申請ができませんのでご注意ください。

建物名称	●●マンション	
写真区分 (下記の番号を1つ入力してください)	1 ●	
1. 工事【前】写真(仮設の貯湯器または設置予定場所)	6. 工事【中】写真(貯湯ユニット)	11. 除去【後】写真(電気温水器)
2. 工事【中】写真(補助対象製品)	7. 銘板ラベル写真(貯湯ユニット)	12. 銘板ラベル写真(電気温水器)
3. 銘板ラベル写真(補助対象製品)	8. 除去【中】写真(電気蓄熱暖房機)	
4. 工事【中】写真(台所リモコン)	9. 除去【後】写真(電気蓄熱暖房機)	
5. 工事【中・後】写真(無線LANアダプター)	10. 除去【前】写真(電気温水器)	

貼付
ください

選択した種類の写真を貼付
※種類が違う写真を貼付しないでください。
(工事【前】と工事【後】写真が混在等)

選択した区分の写真を貼付
(選択した区分の写真以外は貼付しないでください)

工事【前】写真

◆対象となる工程別または銘板写真を選択
◆部屋番号を記入
◆各写真の要件については第5章をご参照ください

※『工事【前】写真・提出免除依頼書(給湯器用)』の適用を受ける工事箇所について、写真台紙に含めることはできません。

補 足

□ 工事看板の撮影日について

撮影日付は、必ずしも工事看板である必要はありません(手書きの紙等でも可)。

また、撮影後、画像編集により、日付を入れることは認められません。

ただし、信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有する電子看板アプリ等を利用し、後で撮影日が検証できるものはこの限りではありません。

□ 工事前写真が提出できない場合について

本事業では、原則として正しい工事前写真の提出ができない場合、補助対象になりません。

(少なくとも撮影日が確認できない写真を含む)

ただし、1事業者1申請に限り、『工事【前】写真・提出免除依頼書(給湯器用)』の提出により、工事前写真の提出が免除されます。

詳細は、P73を参照してください。(事務局が、免除理由が不適切と判断した場合、免除されません)

V

予約時 予約後
交付申請 交付申請のみ

建物の不動産登記事項証明書

一括申請のみ必須 白黒可

一括申請の場合、「**建物の不動産登記事項証明書**」の提出が**必須**となります。

入手 工事発注者(共同事業者)

≪1枚の場合≫

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。
令和〇年〇月〇日
〇〇法律事務所 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇
* 下線のあるものは任意事項であることを示す。 整理番号 〇〇〇〇〇〇 (1/1) 1/1

≪複数枚の場合≫ ※全ページを提出してください。

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。
令和〇年〇月〇日
〇〇法律事務所 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇
* 下線のあるものは任意事項であることを示す。 整理番号 〇〇〇〇〇〇 (〇/〇) 1/2

以上以外の権利に関する事項)
昇車月日・交付番号 権利者その他の事項
平成〇年〇月〇日 〇〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇〇番地
所有者 〇〇市〇〇区〇〇丁目10-00
〇〇〇〇〇〇
以上以外の権利に関する事項)
昇車月日・交付番号 権利者その他の事項
平成〇年〇月〇日 〇〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇〇番地
所有者 〇〇市〇〇区〇〇丁目10-00
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。
令和〇年〇月〇日
〇〇法律事務所 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇
* 下線のあるものは任意事項であることを示す。 整理番号 〇〇〇〇〇〇 (〇/〇) 2/2

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 「表題部原因およびその日付」の「登記の日付」が工事契約締結日の1年より前であること
- ② 「所在」が補助対象製品の設置工事を行った住宅であること
- ③ 共同事業者が所有者であること

補 足

- 複数枚にわたる場合、全ページを提出してください。
- 登記情報提供サービスから出力されたものも提出可能です。
- 管理組合の場合は、理事長または申請担当者が所有する住宅について、提出してください。
- 1つの工事請負契約により複数の建物(棟)のリフォーム工事を締結した場合、建物(棟)ごとに交付申請を行い、それぞれの不動産登記を添付してください。



給湯省エネ
2026事業

K2

購入・工事タイプ
既存住宅

戸別・一括 共通版

第7章 その他

本手引き
注釈記号の
扱い

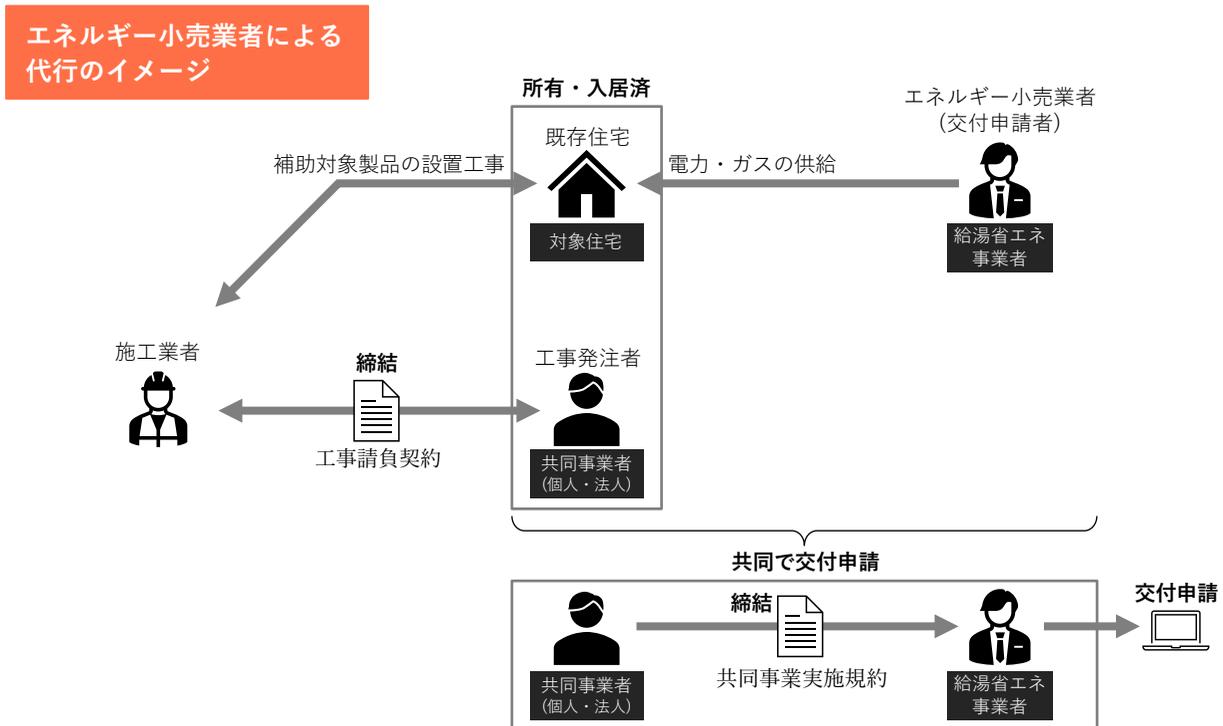
※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

7-1 エネルギー小売業者による申請の代行について

共同事業者が、施工業者に本事業の交付申請等を委託できない場合、補助対象製品を設置した住宅に電力・ガスの供給を行うエネルギー小売業者(電力会社、ガス会社等)が、申請手続きを代行することができます。

ただし、本事業の「共同事業実施規約」により、エネルギー小売業者と締結する必要があります。また、エネルギー小売業者は、予め本事業の給湯省エネ事業者に登録する必要があります。



① 交付申請に係る対象期間の要件

◆2025年11月28日以降の給湯器の設置開始(1台目)

② 交付申請にあたっての追加書類

◆エネルギー小売業者との電力・ガスの販売契約が確認できる書類

(上記の他、交付申請に必要な書類が揃わない場合、交付申請を行うことはできません)

※エネルギー小売業者による代行の場合に提出が必要な書類の詳細はP55を参照してください。

7-2 分離発注の取り扱いについて

本事業における「分離発注」とは、工事請負契約の工事発注者が、給湯器の設置工事等を発注する際に、すべて一括して発注するのではなく、それぞれ別の事業者に分けて発注することをいいます。本事業の補助対象工事を行う場合、以下3つのパターンの分離発注が発生するケースがあります。

分離発注内容	交付申請の手続き
イ) 新築注文住宅を複数の事業者と契約(分離発注)して建築を行う場合	補助対象製品の設置工事を行う施工業者(給湯省エネ事業者)が申請手続きを行う
ロ) 複数の補助対象製品を複数の施工業者と契約(分離発注)して設置した場合	それぞれの施工業者(給湯省エネ事業者)が自身の行った工事について申請手続きを行う
ハ) 工事発注者(共同事業者)が加算対象となる撤去工事を補助対象製品設置工事を行う施工業者とは別の事業者 ^{*1} と契約(分離発注)した場合	補助対象製品設置工事を行う施工業者(給湯省エネ事業者)が代表事業者となり、交付申請の手続きと補助金の受領を代表して行う場合に限り、交付申請(予約を含む)を行うことができます。

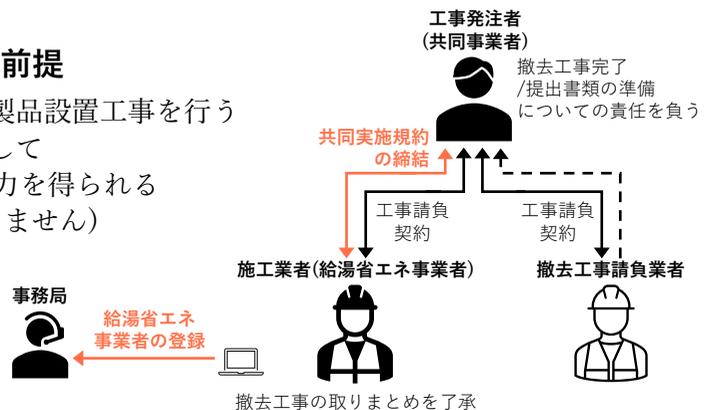
*1 同じ事業者に補助対象製品導入工事と撤去工事を分けて発注する場合は、分離発注にあたりません。通常の申請手続きと同様に、補助対象製品を設置した事業者が交付申請等の手続きを行ってください。

本事業では、ハ)の加算対象となる撤去工事を分離発注する場合にのみ、交付申請(予約を含む)において、以下の前提に準じた手続きが必要です。

a) 分離発注による交付申請(予約を含む)の前提

分離発注による交付申請(予約を含む)は補助対象製品設置工事を行う施工業者(給湯省エネ事業者)から、代表事業者として撤去工事請負業者の工事を取りまとめることに協力を得られることが前提となります。(当該協力は義務ではありません)

工事発注者(共同事業者)は撤去工事の完了と提出書類の準備(不備の訂正を含む)について、責任を負わなくてはなりません。

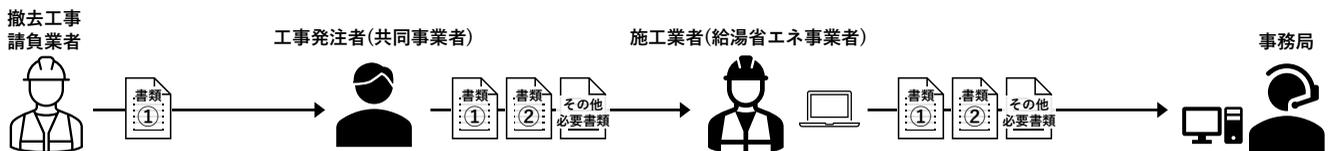


b) 分離発注の手続きおよび添付書類について

上記責任を明確にするため、交付申請の予約または交付申請時に、工事発注者(共同事業者)は撤去工事の契約書や撤去写真等と併せて、本事業の指定様式『撤去工事 分離発注工事証明書(兼申請書)』を施工業者(給湯省エネ事業者)に提出する必要があります。

施工業者はこれらの書類をまとめて、交付申請の手続きを行います。

《分離発注の手続きイメージ》



《分離発注する場合の撤去工事に係る必要書類》

	書類①	書類②
(任意) 交付申請の予約時	<電気蓄熱暖房機の撤去> W：撤去工事 分離発注工事証明書(兼申請書) 指定様式 <電気温水器の撤去> W：撤去工事 分離発注工事証明書(兼申請書) 指定様式	<電気蓄熱暖房機の撤去> O：撤去工事の契約書(原契約) (詳細P57参照) <電気温水器の撤去> R：撤去工事の契約書(原契約) (詳細P59参照)
交付申請時 ^{*2}	<電気蓄熱暖房機の撤去> W：撤去工事 分離発注工事証明書(兼申請書) 指定様式 P・Q：撤去【中】・撤去【後】写真(詳細P58～59参照) <電気温水器の撤去> W：撤去工事 分離発注工事証明書(兼申請書) 指定様式 S・T：撤去【前】・撤去【後】写真(詳細P60参照)	<電気蓄熱暖房機の撤去> O：撤去工事の契約書(原契約) (詳細P57参照) <電気温水器の撤去> R：撤去工事の契約書(原契約) (詳細P59参照) U：撤去する電気温水器の銘板写真 (詳細P61参照)

*2 交付申請の予約時に提出した書類について、再度提出する必要はありません。

W

予約時

予約後
交付申請交付申請
のみ

《分離発注で電気蓄熱暖房機・電気温水器の撤去工事を行う場合》
撤去工事 分離発注工事証明書(兼申請書)

白黒可

指定
様式

入手 工事発注者(共同事業者)

2026事業 2026.02.26

交付申請/予約用 撤去工事 分離発注工事証明書(兼申請書)

(給湯省エネ事業者(補助事業者)) 作成日: 2026年4月22日

2 給湯リフォーム㈱ 御中

高効率給湯器の設置工事に伴い、別の事業者で行った以下の設備の撤去工事について、
交付申請にあたり、手続きと補助金の受領をまとめて行っていただくようお願いいたします。

●以下のとおり、設備の撤去工事を行ったことを証明いたします。(※撤去工事事業者が記入・押印)

工事発注者名	給湯 一郎	撤去工事事業者名	給湯撤去㈱	株式会社 給湯 撤去
住所	東京都中野区〇〇町1-1-1	代表者氏名	撤去 次郎	

5 撤去を行う
住宅の所在地 〒200-XXXX 東京都中野区〇〇町1-1-1
※居住宅等の場合、建物名および階層番号も記入してください。

撤去工事内容 (該当に☑)	<input checked="" type="checkbox"/> 電気温水器の撤去	撤去台数 ¹⁾	2	*1(台数上限) ・電気蓄熱暖房機の撤去は2台まで ・電気温水器の撤去は補助 を受ける給湯器と同台数まで
	<input type="checkbox"/> 電気蓄熱暖房機の撤去			

契約日 令和8年4月15日 ※原則的締結日を記入

着工(予定)日 令和8年4月22日 ※2026年11月25日(金)を基準とする

引渡(予定)日 令和8年4月22日 ※交付申請の予約の場合は予定日を記入

6 ●交付申請において、以下の書類を本状と併せてご提出いたします。(提出する書類に☑)

撤去内容が確認できる契約書 ※交付申請の予約を行う場合は予約時に提出すること

■ 工事写真

<input checked="" type="checkbox"/>	電気温水器の場合	撤去【前】写真 ²⁾ および撤去【後】写真 ²⁾ 、銘板ラベル写真 ³⁾
<input type="checkbox"/>	電気蓄熱暖房機の場合	撤去【中】写真 ⁴⁾ および撤去【後】写真

*2新しく導入する給湯器の設置場所が同一の場合は、給湯器設置工事の工事【前】、【後】写真としても提出可
*3撤去後の文字が読み取れる事による。電気温水器であることが確認できない場合、撤去の台数が確認できる写真または保証書を提出
*4レンガ等、中の構造が確認できるもの

●上記内容に相違ないこと、および以下について宣誓いたします。(※工事発注者が記入)

交付申請の依頼に際して、必要書類は責任を持って準備(不備があった場合の確認・訂正を含む)を行います。
当該準備の遅延・怠慢により、補助金の交付が受けられないことについて、いかなる異議・申し立ても行いません。
また、申請した書類等に虚偽が含まれていた場合、交付済みの補助金の返還について、その全責任を負います。

2026年4月22日 工事発注者氏名 給湯 一郎
(自署または押印)

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 証明書の作成日が記入されていること
- ② 交付申請(予約を含む)を行う給湯省エネ事業者名が記入されていること
- ③ 撤去工事発注者の氏名、現住所が記入されていること
- ④ 撤去工事請負事業者の事業者名、代表者氏名の記入および押印(法人印)がされていること
(個人事業主の場合は個人印を押印)
- ⑤ 撤去工事を行う住宅の所在地が記入されていること
- ⑥ 撤去工事について
 - i) 実施する撤去工事にチェックされていること
 - ii) 撤去台数が記入されていること
 - iii) 撤去工事の契約日が記入されていること
 - iv) 撤去工事の着工予定日と引渡予定日が記入されていること
 - v) 証明書と併せて交付申請までに提出する書類すべてにチェックされていること
 - vi) 証明書の同意事項に対して、撤去工事発注者の宣誓日、自署または押印がされていること

7-3 工事前写真の提出免除について

正しい工事前の写真が提出できない場合に、1事業者1申請に限り、給湯省エネ事業者の責任において工事【前】写真・提出免除依頼書(給湯器用)を作成し提出することで、工事【前】写真の提出を免除されます。契約日が2025年11月27日以前であって、工事看板等により撮影日が確認できない場合も同様です。

※工事後写真および補助額の加算を受ける場合に必要な写真は免除されません。

指定様式 入手 施工業者(給湯省エネ事業者)

給湯省エネ 2026 事業補助金
買替集合給湯省エネ 2026 事業補助金
(事務局指定様式)

工事【前】写真・提出免除依頼書(給湯器用)

給湯省エネ 2026 事業事務局 御中
買替集合給湯省エネ 2026 事業事務局 御中

令和 8 年 〇 月 〇 日 ①
事業者名 : 株式会社 給湯 ②
担当者名(印) : 給湯 太郎

工事【前】写真が提出できない理由について申告し、提出免除を以下の通り依頼します。

(1) 邸名または住宅の所在地(再住宅等の建物まで記入)
東京都〇〇区〇〇町1-1-1 〇〇ハイム ③

(2) 部屋番号(該当するすべての部屋番号を記入)
101号室・102号室・103号室 ④

(3) 免除を依頼する給湯器工事

補助対象事業	免除を依頼する給湯器工事
給湯省エネ 2026 事業	<input checked="" type="checkbox"/> ヒートポンプ給湯機(エコキュート)の設置 <input type="checkbox"/> ハイブリッド給湯機の設置 <input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池(エネファーム)の設置
買替集合給湯省エネ 2026 事業	<input type="checkbox"/> エコジョーズへの交換設置 <input type="checkbox"/> エコマイルへの交換設置

⑤

(4) 工事【前】写真が提出できない理由
<具体的に記入してください> ⑥

(5) 工事【前】写真は、本依頼書の提出により、各事業、1事業者1申請に限り免除を受けることが可能です。提出前に必ず、他に本依頼書を提出していないか確認をして以下に☑をしてください。
 自社で他に本依頼書の提出がないことを確認した ⑦

<注意事項>
【給湯省エネ】 ・受注区分が新築分譲住宅の場合は工事【前】写真の提出は不要です。(リース利用を除く)
・工事【前】写真、および補助額の加算を受ける場合に必要の写真は免除されません。
【買替集合給湯省エネ】 ・工事【前】写真、および補助額の加算を受ける場合に必要の写真は免除されません。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 依頼書の作成日が記入されていること
- ② 給湯省エネ事業者名、担当者名が記載されていること
- ③ 邸名または住宅の所在地が記載されていること
(共同住宅等の場合、建物名まで記載すること)
- ④ 該当するすべての部屋番号を記載すること
- ⑤ 依頼する工事にチェックがあること
- ⑥ 提出ができない理由に記載があること
- ⑦ 自社で他に本依頼書の提出がないことを確認したうえで
チェックすること

7-4 契約書(注文書・注文請書を含む)の電子契約について

本事業の補助対象となる高効率給湯器の設置について、提出される契約書は電子契約にて締結されたものでも構いません。ただし、提出される書類上で、以下のことが確認できる必要があります。

- ① 契約日(着工日前であること)
- ② 契約の発注者と請負者双方の同意
- ③ 同一IDが記載されている等、書類間の関連性

以下の例を参考に提出する書類に不備がないことを確認してください。

※契約書に関する他の要件等については、P43~44をご確認ください。
 ※以下に例示する書類や項目名称は、利用する電子契約システム等により異なる場合があります。

例1 契約書の紙面上に契約締結日の記載がある場合

《(A) 契約書》

《(B) Aの契約締結を証明する書類》

+
ID等により(A)と(B)が関連している

※(A)と(B)を必ずセットでご提出ください。

※ID等(上例における「契約書ID」)によりAとBの関連性が明確でない場合、契約書の合意締結が確認できないため、不備となる場合があります。

例2 契約日の記載はないが、電子契約システム上で双方が合意した日を締結日とする旨が、契約書上に明記されている場合

いわゆる電子契約により締結する契約で、電子契約システム上において双方が契約内容に合意(承認や電子署名)した日(以下、「合意締結日」という)を契約日とすることが、『契約書(A)』において明記(α)されている場合、当該『Aの合意締結日を証明する書類(B)』を契約書と併せて提出することで、契約日を申告します。

《(A) 契約書》

《(B) Aの契約締結を証明する書類》

+
ID等により(A)と(B)が関連している

※(A)と(B)を必ずセットでご提出ください。

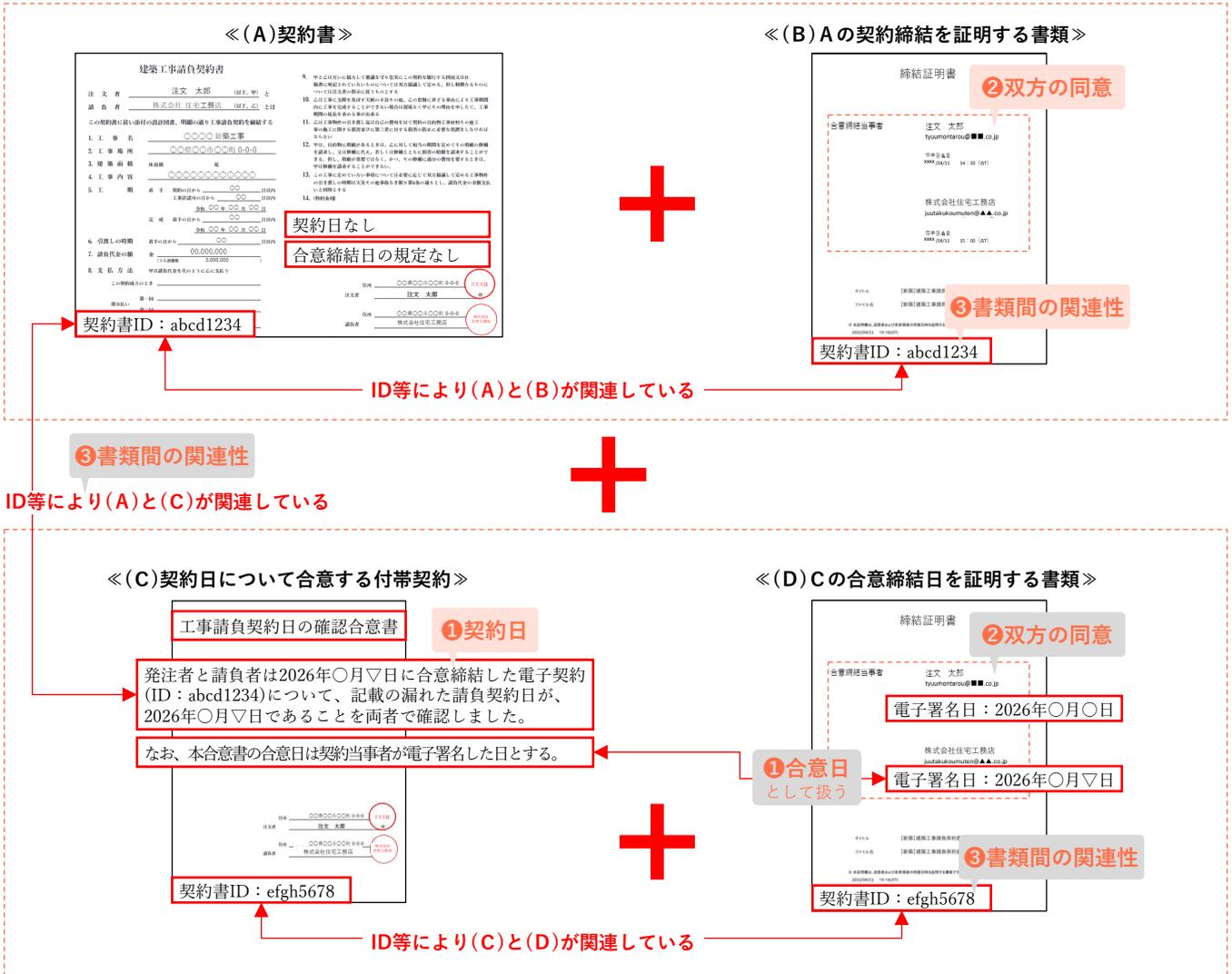
※Bを提出した場合であっても、Aに契約日の記載がある場合は、当該日付を契約日とみなします。

※Bに記載される双方の合意した日が異なる場合、いずれか遅い日付を契約日とみなします。

※ID等(上例における「契約書ID」)によりAとBの関連性が明確でない場合、契約書の合意締結が確認できないため、契約日を申告することはできません。

例3 契約日の記載はないが、別途付帯契約により契約日を定めている場合

いわゆる電子契約により締結する契約で、契約書面上に契約日および合意締結日の規定(α)の記載はないが、同じ電子契約システムを用いて作成する当該契約の付帯契約により双方が契約日について同意したことが確認できる場合、『契約書(A)』と『Aの合意締結日を証明する書類(B)』に加えて、『契約日について合意する付帯契約(C)』と『Cの合意締結日を証明する書類(D)』を併せて提出し、契約日を申告します。



※(A)、(B)、(C)、(D)は必ずセットでご提出ください。

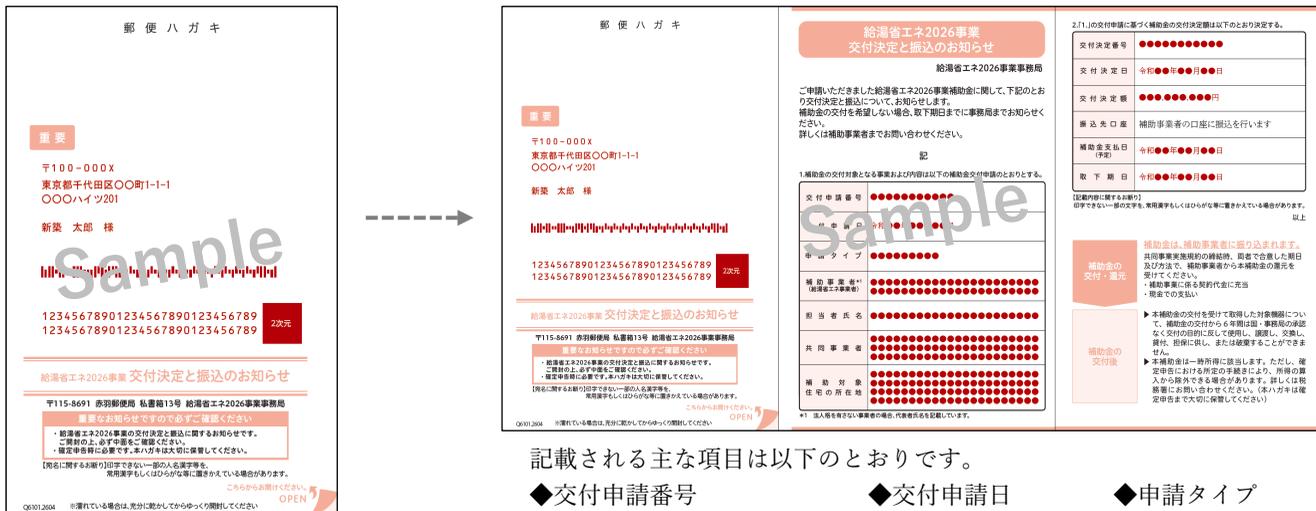
※Aに契約日の記載がある場合は、CおよびDによらず当該日付を契約日とみなします。
(付帯契約や変更契約で、原契約の契約日を変更することはできません)

※ID等(上例における「契約書ID」)によりAとBまたはCとDがそれぞれ結びつかない場合、いずれの契約における合意締結であるかを確認できません。
また同様に、ID等によりAとCが結びつかない場合、いずれの契約の付帯契約であるかを確認できないため、契約日を申告することはできません。

7-5 交付決定時の郵送物

交付を決定した補助事業の工事発注者(共同事業者)に対して、事務局から交付決定を通知する「交付決定と振込のお知らせ」(圧着式ハガキ)を郵送します。

《交付決定と振込のお知らせのイメージ》 ※工事発注者(共同事業者)宛



記載される主な項目は以下のとおりです。

- ◆ 交付申請番号
- ◆ 補助事業者(給湯省エネ事業者)
- ◆ 補助対象住宅の所在地
- ◆ 交付決定額
- ◆ 取り下げ期日
- ◆ 交付申請日
- ◆ 担当者氏名
- ◆ 交付決定番号
- ◆ 振込先口座
- ◆ 申請タイプ
- ◆ 共同事業者
- ◆ 交付決定日
- ◆ 補助金支払日(予定)

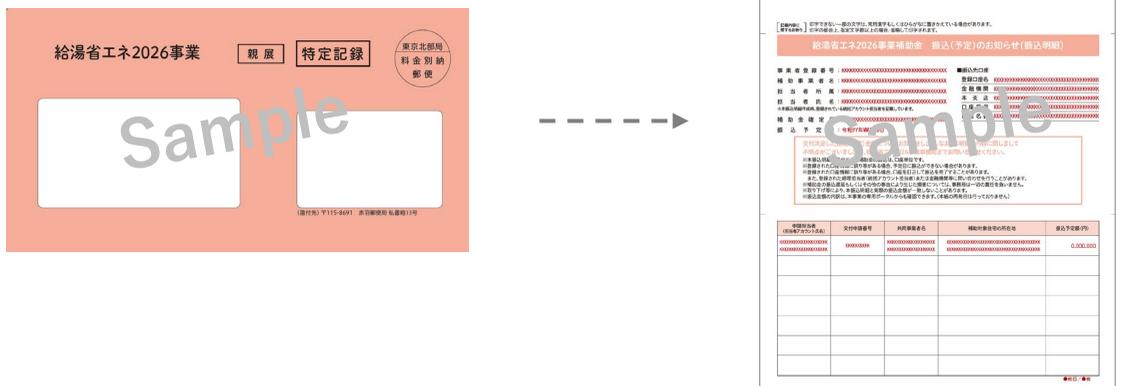
※紛失した場合は再発行はできません。
共同事業者が紛失等した場合は、給湯省エネ事業者より『交付決定通知書(様式4)』をお渡しく下さい。

7-6 補助金の確定・交付時の郵送物

振込にあたり、統括アカウントの利用者または口座に設定された経理担当者宛に、口座単位の「振込(予定)のお知らせ(振込明細)」(封書)を郵送します。

《振込(予定)のお知らせ(振込明細)のイメージ》

※統括アカウント利用者または経理担当者宛



記載される主な項目は以下のとおりです。

- ◆ 事業者登録番号
- ◆ 担当者氏名
- ◆ 振込先口座情報
- ◆ 共同事業者名
- ◆ 補助事業者名
- ◆ 補助金確定日
- ◆ 申請担当者(担当者アカウント氏名)
- ◆ 補助対象住宅の所在地
- ◆ 担当者所属
- ◆ 振込予定日
- ◆ 交付申請番号
- ◆ 振込予定額

※紛失した場合は再発行はできません。
振込金額の内訳は本ポータルでご確認が可能です。

7-7 既存の給湯器から補助対象製品への交換設置を条件とする既存住宅の購入

既存住宅の購入は、**既存の給湯器から補助対象製品への交換設置を条件とする特約**がある場合に補助対象となります。**(未使用の補助対象製品を設置するだけでは補助対象になりません)**

既存住宅の購入で交付申請をする際の注意点を解説します。

イ) 補助対象になる方

補助対象になる方は以下①②③を満たす方です。

ただし、補助対象製品を導入する補助対象者(共同事業者)が個人である場合は、③も満たす必要があります。

① 補助対象製品を設置する住宅の所有者等である方

② 給湯省エネ事業者と不動産売買契約*1を締結し、
既存の給湯器から本事業の補助対象製品への交換設置を条件として既存住宅を購入する方

*1 不動産売買契約書(原契約)の提出が必要です。
既存の給湯器から補助対象製品への交換設置を条件とする特約が付されているものが対象となります。

《補助対象製品を導入する共同事業者が個人である場合》

③ 共同事業実施規約において、以下のいずれかの方法によりJ-クレジット制度に参加することへの意思を表明していること

(a) 事務局が指定するJ-クレジット事業実施団体に入会予定*2

(b) 地方公共団体・民間団体等が管理するプログラムに入会予定・入会済み*3*4

*2 (a)を選択した場合、J-クレジット事業実施団体への入会手続きは事務局が行います。
なお、事務局が指定するJ-クレジット事業実施団体は「J-グリーン・リンケージ倶楽部」になります。

*3 (b)を選択した場合、入会予定または入会済みであるプログラム名の申告が必要です。
こちらの場合はご自身の加入手続きをお願いいたします。(該当するプログラムがない場合は(a)を選択してください)

*4 別事業であるZEH補助金等、他のプログラムに入会しており、本事業の補助対象製品の温室効果ガス排出削減効果が、既にクレジット化されているまたは見込みである場合も、(b)を選択いただきプログラムの申告が必要です。

ロ) 補助対象期間

以下に該当するものが補助対象となります。

期間	対象
契約日	「不動産売買契約の締結日」が着工日以前
着工日	「住宅の引渡日」が2025年11月28日～遅くとも2026年12月31日まで
交付申請の予約受付	「不動産売買契約の締結日以降」の 2026年 3月31日 *5～遅くとも2026年11月16日*6
交付申請受付	「住宅の引渡し後」の2026年 3月31日 ～遅くとも2026年12月31日*6

*5 添付書類の登録については予定が決まり次第公表いたします。

*6 予算の執行状況により、交付申請の受付を終了した場合、当該終了日までとなります。

上記以外の補助対象要件・交付申請(予約を含む)の詳細は第2章～第4章をご参照ください

※次ページへ続く



給湯省エネ
2026事業

K2

購入・工事タイプ
既存住宅

戸別・一括 共通版

第8章 更新履歴

